

平成 1 1 年定例第 1 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 1 年 3 月 3 日

閉 会 平成 1 1 年 3 月 1 9 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成 1 1 年第 1 回
 新得町議会定例会 （第 1 号）
 平成 1 1 年 3 月 3 日（水曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
		諸般の報告（第 1 号）	
		町長行政報告	
3	議案第11号から 議案第32号まで	町政執行方針並びに提出議案説明	
4	報 告 第 1 号	専決処分の報告について	
5	報 告 第 2 号	専決処分の報告について	
6	議 案 第 2 号	新得町過疎地域活性化計画の一部変更について	
7	議 案 第 3 号	清水町の路線認定に係る区域承諾について	
8	議 案 第 4 号	平成 1 0 年度新得町一般会計補正予算	
9	議 案 第 5 号	平成 1 0 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正 予算	
10	議 案 第 6 号	平成 1 0 年度新得町老人保健特別会計補正予算	
11	議 案 第 7 号	平成 1 0 年度新得町営農用水道事業特別会計補正 予算	
12	議 案 第 8 号	平成 1 0 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算	
13	議 案 第 9 号	平成 1 0 年度新得町公共下水道事業特別会計補正 予算	
14	議 案 第 1 0 号	平成 1 0 年度新得町水道事業特別会計補正予算	
15	意見案第 1 号	新たな酪農・畜産基本政策などに関する要望意見書	
16	意見案第 2 号	農政改革に関する要望意見書	
17	意見案第 3 号	畑作政策に関する要望意見書	

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定
諸般の報告(第1号)
町長行政報告

議案第11号から	町政執行方針並びに提出議案説明
議案第32号まで	
報告第1号	専決処分の報告について
報告第2号	専決処分の報告について
議案第2号	新得町過疎地域活性化計画の一部変更について
議案第3号	清水町の路線認定に係る区域承諾について
議案第4号	平成10年度新得町一般会計補正予算
議案第5号	平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第6号	平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算
議案第7号	平成10年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算
議案第8号	平成10年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第9号	平成10年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第10号	平成10年度新得町水道事業特別会計補正予算
意見案第1号	新たな酪農・畜産基本政策などに関する要望意見書
意見案第2号	農政改革に関する要望意見書
意見案第3号	畑作政策に関する要望意見書

○出席議員(18人)

1番 吉川 幸一 君	2番 菊地 康雄 君
3番 松尾 為男 君	4番 小川 弘志 君
5番 武田 武孝 君	6番 広山 麗子 君
7番 石本 洋君(早退)	8番 能登 裕君
9番 川見 久雄 君	10番 福原 信博 君
11番 渡邊 雅文 君(遅刻)	12番 藤井 友幸 君
13番 千葉 正博 君	14番 宗像 一君
15番 竹浦 隆君	18番 金沢 静雄 君
19番 黒沢 誠君	20番 湯浅 亮君

○欠席議員(1名)

17番 森 清 君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 齊藤 敏雄 君
教育委員会委員長 高久 教雄 君
監査委員 吉岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役 鈴木 政輝 君

収	入	役	清	水	輝	男	君
総	務	課	畑	中	栄	和	君
企	画	調	長	尾		正	君
税	務	課	長	山	秀	敏	君
住	民	生	長	西	浦	茂	君
保	健	福	長	佐	々	木	裕
建	設	課	長	村	中	隆	雄
農	林	課	長	齊	藤	正	明
水	道	課	長	常	松	敏	昭
商	工	観	長	貴	戸	延	之
児	童	保	長	富	田	秋	彦
老	人	ホ	長	長	尾	直	昭
屈	足	支	長	高	橋	昭	吾
庶	務	係	長	武	田	芳	秋
財	政	係	長	佐	藤	博	行

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君
学	校	教	長	加	藤	健	治
社	会	教	長	赤	木	英	俊
		育					君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	隆	明	君
書			記	桑	野	恒	雄	君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の議員の欠席届け出議員は17番、森 清君、1人であり
ます。遅刻届け出議員は渡邊議員であります。

ただいまから、本日をもって招集されました平成11年度定例第1回新得町議会を開
会いたします。

（宣告 10時03分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） ただちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしたとお
りであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、7番、石本 洋
君、8番、能登 裕君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間といたしたいと思いを
ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの17日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許し
ます。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 1月21日の臨時第1回町議会以後の行政報告を行います。

1月28日には、西部十勝5町の農業委員会連絡協議会の合同研修会が本町を会場にして行われました。

また2月2日には、行政事務改善の町長答申であります。これは庁舎内の行政事務改善委員会に、昨年10月15日に一つは組織機構の見直し、2つ目は人材育成の推進、3つ目には行政サービスの向上と、この3項目にわたって諮問をいたしました。

この間、11回の委員会を開催いたしまして、16名のプロジェクトチームにより検討されてまいりました。その結果、組織機構の見直しにつきましては、当面する見直しと将来的な見直しと2本立てになっての答申でありまして、組織のスリム化を今後将来に向かって推進していくと。

2点目の人材育成の推進につきまして、職員の資質向上のために体系的な研修の実施計画を推進することといたしております。

3点目には行政サービスの向上についてであります。住民が利用しやすい役場と、そのための窓口の一元化による住民サービスの向上等がその主な内容になっておりまして、これらにつきましては実施にうつせるものから順次実施にうつしていきたいと考えているところであります。

また2月3日には、平成10年度の管内市町村長の道民円卓会議が行われました。西村副知事が来勝いたしまして、これからの広域行政の在り方、あるいはその支庁の在り方、そしてまた地域や道政上の課題というふうな点についての会議が行われたところであります。

3ページにまいりまして、後段であります。2月11日には、「しんとくウェルカムキャンペーン」ということで4日間にわたりまして、JR新得駅前において駅の乗降客を中心といたしまして、下記に記載のような本町のアピールのキャンペーンをいたしましたところであります。例年とかたちを変えて実施をしたわけではありますが、考え方といたしましては、明年度以後もこうしたかたちで継続をすることといたしております。

4ページにまいりまして、2月12日には西十勝環境衛生組合の定例議会が開催をされました。今議会をもって、新得・清水・鹿追の3町で構成いたしますこの組合が、この間協議をしてまいりまして、その協議が整ったわけであります。道の許可を待って、この3月末日をもって解散の運びとなっております。この後は、十勝環境複合事務組合に加入をいたしまして、将来に向かって広域処理を進めていくことといたしております。

なお、この解散以後の西十勝環境衛生組合の平成10年度の決算認定につきましては、地方自治法の規定によりまして本議会で行うこととなっておりますので、これはまたあらためてご提案をいただき、ご審議を賜りたいと考えております。

5ページにまいりまして、2月19日には平成10年度畜産振興審議会を開催いたしております。これは近年、町内牛の大幅な預託の要望が出ておりまして、その対応策といたしまして町営牧場の施設等の抜本的改善と、それに伴う利用者の応分の牧場使用料の改定案を当審議会に諮問いたし検討いただいたところであります。諮問案が了解をいただいたところでありまして、後ほどの条例改正等でご提案を申し上げたいと考えております。

2月21日には、東京ふるさと会の総会がございました。町長以下9名の町民の代表のかたがたといっしょに行ってまいりました。席上、開拓100年の記念植樹ということで、町に50万円の寄附をすることが決定されたようであります。

また同じ日ではありますが、第19回のNHK杯争奪サホロ岳大回転競技大会がサホロ

スキー場で盛大に行われております。

6 ページにまいりまして、2 月 2 4 日には新過疎法制定に向けた北海道総決起大会が開催をされております。これは既にご承知のとおり、現在の過疎法は時限立法のために平成 1 2 年 3 月 3 1 日で失効いたすことになるわけでありまして、その後の財源対策を含めた、ポスト新過疎法の制定に向けた大会でありまして、今後ともいろいろなかたちで新過疎法が制定されるように要請をしていきたいと考えております。

2 月 2 5 日には、地域振興券の交付集中受付日として実施をしてまいりました。これは道東地域で本町が一番先にこの交付を実施したところでありまして、1 5 歳以下の児童のいる世帯に対して、2 5 日と 2 6 日の 2 日間にわたって集中的に振興券の交付をいたしたところでありまして、現在までに約 7 5 パーセントの交付が終わっております。また、6 5 歳以上の世帯につきましては宅配により順次、今、交付の過程であります。その結果、この地域振興券が商店街に流通をして、地域振興に貢献しつつあると見ております。

2 月の 2 5 日には、町道新得 7 号線道路改良工事の入札を行いまして落札をいたしております。

2 月 2 8 日には、屈足地域の交通事故死ゼロの日が 2 , 4 0 0 日達成ということで記念式典が行われました。この 2 , 4 0 0 日といえますのは、交通安全協会単位で見えてまいりますと、全道でトップクラスの快挙であります。この間、地域ぐるみで取り組まれた快挙に対しまして、あらためて敬意を表するしだいでありまして、

3 月 1 日には、国有林野事業の抜本的改革の一環といたしまして、新得営林署から十勝西部森林管理署新得事務所と、名称の改組が行われております。

また 3 月 2 日、昨日であります、ちょっと行政報告に記載されておられませんけれども、十勝アドベンチャークラブというクラブがございまして、そのクラブが本町において、アウトドアスポーツ分野の企業を興して本町で事業を展開したいと、そのための事業計画書の提出がございました。当面、急ぐ課題といたしまして、登山学校周辺の町有地の取得についての要望が出ておりますので、その要望に沿って今後詰めていきたいと考えております。

なお、このほかにも、町内で同様のアウトドアスポーツの計画書の提出があり、新規開業される計画もございまして、加えてご報告をいたしておきます。以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

日程第 3 議案第 1 1 号から議案第 3 2 号まで町政執行方針並びに提出
議案説明

議長（湯浅 亮君） 日程第 3、議案第 1 1 号から議案第 3 2 号までを議題といたします。

町政執行方針並びに提出議案の説明を求めます。町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 平成 1 1 年の第 1 回定例町議会が開催されるにあたり、町政の執行方針を申し上げます。

昨年は、長引く景気低迷により地域経済や雇用情勢が、一段と深刻化する中、北海道拓殖銀行が北洋銀行に営業譲渡されるなど、北海道の歴史の大きな転換点となった年で

あったと思います。

また、税収の伸び悩みなど、国、地方を通じ財政構造は、極めて深刻な状況にあります。

一方、本町におきましては、郡部町村にはない整形外科医院の開院、新得畜産試験場再編整備に向け本格的な改築工事に着手、また、身体障害者療護施設の建設など将来に向けて大きく前進した年でありました。21世紀を間近に控え、地方分権による自主、自立が求められようとしている中、過疎化・少子高齢化の進行をはじめ、平成12年4月からスタートする介護保険など、解決を図らなければならない課題が多い状況にあります。

こうした中で本町は、第6期総合計画を基本として町政の進展を期すとともに、厳しい財政環境の中ではありますが、財源確保を図りながら「住民生活優先」のまちづくりを推進するための施策を講じてまいります。

以下、各分野ごとに申し上げます。

1. 福祉と保健 (1) 福祉

福祉と保健のうち、福祉であります。

世界でも例を見ない早さで少子高齢化が進み、21世紀には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となります。

また、寝たきり者や痴ほうといった介護を必要とする高齢者が200万人になっており、平成12年には280万人に、ピークとなる平成37年には実に520万人に達すると推計されております。

来たるべく本格的な高齢社会に備えて、今、社会福祉の枠組みの見直しが強く求められており、いよいよ平成12年度から「介護保険制度」が開始されます。

だれもが住み慣れた地域の中で、健康で生きがいを持ち、心豊かに自立して暮らすことができるような社会とするためにも、身近できめ細かい福祉施策の充実と施設整備を目指してまいります。

その主な内容は、在宅福祉の継続並びに推進であります。昨年度は「ふれあい昼食会」や「配食サービス事業」屈足地区の「サテライトデイサービス事業」などの充実を図りました。新年度におきましては、町社会福祉協議会に委託して実施しております「ホームヘルプサービス事業」の充実を図ってまいります。

高齢化による虚弱者や寝たきり者の増加、並びに平成12年度からの介護保険制度に対応するため、ホームヘルパーを1名増員し5名体制といたします。

更に、多様化する介護ニーズにこたえるため「夜間」や「休日」のホームヘルパー派遣を試験的に取り組んでまいります。

敬老会につきましては、本年は開拓100年記念式典と日程が重なるため、9月10日に開催いたします。

平成12年度にスタートいたします介護保険制度を円滑に進めるため、昨年度担当係を新設し、準備を進めております。

昨年10月に実施いたしました高齢者実態調査の結果がまとまりましたので、現在、策定委員会で老人保健福祉計画、介護保険事業計画の検討を行っており、年内に計画案を策定いたします。

広域的な取り組みにつきましては、十勝管内全体での連携を模索してまいりましたが、

当面は認定審査の公平化、人材確保や事務処理の効率化を図るため、芽室町、清水町と共同で「西十勝介護認定審査会」を設置し、ブロック別連携で取り組んでまいります。

介護保険料につきましては、現段階の大枠での試算では、3千500円程度となっており、管内的には低い水準になる予定であります。早い時期に「町民説明会」を開催し、町民の皆さんの介護保険制度に対する理解と計画案への意見反映を行ってまいります。

昨年6月に着工いたしました「保健福祉センター」は地域ケア及び地域リハビリの総合調整機能と在宅介護支援センターの機能を持たせ、総合的な保健福祉サービスを提供する施設として整備を図っており、現在順調に工事が進んでおります。新年度は、2億7千200万円の事業費を見込んで6月末に建物本体を完成させ、その後、外構工事や備品の整備を図り、9月1日には業務を開始する予定であります。

センターのオープンに伴い、すこやか会館は内部改造を行い、共同作業所、図書館、陶芸センターの複合施設として有効活用を図ってまいります。

共同作業所「かりかち工房」は、牛乳パックの紙すき、はがきづくりの技術修得もできまして、ボランティアの協力もあり順調に運営されております。新年度は、新たに道の補助金を受け、更に支援を進めてまいります。

昨年の秋から屈足市街で工事が進められております身体障害者療護施設につきましては、新年度は、1億7,200万円の助成を行い11月に完成させ、平成12年4月オープンを目指してまいります。

更に、職員住宅につきましても、事業主体であります厚生協会が旭町3丁目の分譲地に2棟14戸を建設いたしますので、これらの施設が完成いたしますと、障害者福祉の大きな前進が図られることとなります。加えて屈足地域の活性化に貢献するものと期待しております。

幼児保育につきましては、「乳幼児の保育に関するアンケート調査」の結果、そのニーズに基づき、常設保育所の閉所時間を家庭の状況に応じ、平日は午後6時まで、土曜日は午後3時まで受け入れすることにいたします。

また、在宅児の保護者が病気や冠婚葬祭など緊急で一時的に育児が困難な家庭を対象に、時間単位の「一時預かり保育」を6か月間試行いたします。

子育て支援のため、地域との交流など保育所、幼稚園の機能を有効に活用し、保育サービスの充実に努めてまいります。

保育料につきましては、昨年度が改訂期でありましたが、保育経費の増高と十勝管内の状況を勘案し、常設保育所で平均6.7パーセント、幼稚園とへき地保育所でそれぞれ月額1千円を引き上げさせていただきます。引き上げ後の保育料は、各施設ともそれぞれ管内平均レベルになります。

また、昨年度の上佐幌へき地保育所につづきまして、新年度は屈足へき地保育所が開所基準の5人を下回るため、休所のやむなきに至りました。

養護老人ホームひまわり荘では、入所者一人ひとりの健康状態や障害の程度に応じた指導を行っておりますが、近年、入所者の高齢化が進み、特別養護老人ホームへ措置の変更を必要とするお年寄りが増えてきております。

また、身体の一部に機能障害をもったお年寄りの入所も増えてきておりますので、入所者の自立支援を図りながら、レクリエーションや生活向上のための指導を行うなど、安心して生きがいのある楽しい生活の場となるよう施設運営に努めてまいります。

(2) 保健

次に保健であります。

健康はすべての人々の願いであり、町民一人ひとりが毎日を元気に暮らすことは生活の基本であります。いきいきとした生活が、活力あるまちづくりを推進する力となり、町の活性化にもつながってまいります。

このため、健康教育、健康相談、家庭訪問や各種検診、食生活の改善などをより一層充実させるほか、町内会など地域集会所を拠点とした健康事業の推進や健康づくり団体の育成と連携強化を図り、全町健康化の推進と体制づくりに取り組んでまいります。

疾病の予防と早期発見をめざす検診につきましては、ミニ人間ドック、各種がん検診、脳ドック、骨粗しょう症検診を行うほか、帯広厚生病院の協力を得て眼科検診、耳鼻科検診を実施し、総合的な検診体制の整備を行い、町民の健康管理の充実を図ってまいります。

なお、検診料金につきましては、受診者の適正負担という観点から見直しを行い、一般料金の引き上げと70歳以上の高齢者のかたにも一部負担を行ってまいります。

少子化対策、母性保護の観点から、昨年度初めて実施いたしました新得高校女子生徒の骨粗しょう症検診は、全道でも初めてのユニークな取り組みであり、各方面から注目を浴びております。引き続き新年度も新1年生女子を対象に実施してまいります。

救急医療体制につきましては、町内の医療機関の当番で、24時間の救急医療が行われております。一部空白日がありますが、町外医療機関と連携を図りながら、新年度におきましても継続してまいります。

町内4条南2丁目で建設が進められております「わたなべ歯科医院」は、5月に完成し、6月に開院の予定となっております。常勤歯科医2名、非常勤矯正医1名体制で運営される計画であり、建設資金の利子補給を図り、支援してまいります。

国民健康保険制度は、町民の医療の確保と健康保持増進に大きな役割を担ってまいりました。疾病構造の変化や高齢者の増加、医療技術の進歩などにより医療費は依然増加の傾向にあります。高齢者や年金生活者など負担能力の低い加入者の占める割合が高い国保会計は、財政基盤がぜい弱でありますので、新年度におきましても、一般会計からの繰り入れを行うことといたしております。

また、医療費の適正化を図るためのレセプト点検の強化や、医療費通知や収納率の向上対策など、国保財政の運営に努力してまいります。

国民健康保険総合健康づくり推進事業といたしまして取り組んでおります「ふれあい健康まつり」は、まちづくり大会と共催で4回目を迎えます。多くの町民や団体及びボランティアの参加を得まして、町民手づくりの事業として大きな成果を上げております。

新年度も継続実施し、保健、福祉、医療との連携を図りながら、町民意識の高揚を図り、元気なまちづくりを推進してまいります。

更に、介護教室、健康栄養講座、健康づくりの出前講座などを開催し、医療費の削減を目指してまいります。

2. 農林水産業 (1) 農業振興

次に農林水産業、農業振興であります。

昨年は、長雨による農地の湿潤被害に悩まされ、また、全体的に農畜産物価格低迷の中、本町の農業生産額が大幅に増加いたしました。これは、農家の皆様と関係機関の不

断の営農努力と営農指導の成果と敬意を表する次第であります。

2,001年から本格的に農業が国際的産業として展開されようとしております。大きな流れといたしまして、市場原理の導入とともに、農業の多面的な機能の重視があげられております。

本町におきましても、この相反する二面性のバランスを取りながら農業振興を図っていかねばならないと考えております。

農産関係につきましては、農家の皆様が畑作の基本技術の励行を徹底していただき、そのうえに関係指導機関、行政が作物振興誘導策を推進することが原則であります。

昨年度から地力増進対策事業の一環として実施しております、土壌改良資材投入補助は、効果を上げるのに数年の継続が必要であります。新年度も引き続き酸性土壌への土壌改良剤に対しまして助成措置をいたします。

また、この事業と連動しまして、適期作付け、適期収穫のための、高性能農業機械の導入に対しまして、国費補助で対応できないものにつきましては、町費単独助成で支援をしております。

畜産関係につきましては、昨年度は対前年比108パーセントと一昨年に引き続き管内一番の高い乳量の伸びを示し、出荷乳量30,000トンを突破いたしました。

新年度も良質粗飼料確保、個体管理技術向上のための草地更新事業補助や乳牛検定組合運営補助を行ってまいります。

現在大きな課題となっております家畜ふん尿処理対策につきましては、大規模畜産農家が行う環境対策事業のリース料に対しまして一部助成を講じてまいります。

肉牛関係につきましては、昨年度は個体販売実績は大幅に伸びていましたが、肉牛個体価格の落ち込みにより生産販売額は対前年比を割り込みました。今後の牛肉完全自由化を控え、肉牛経営は先行き不透明なところがあります。

新年度も消費者ニーズを的確に把握するために、町内肉牛振興会に対しまして、国内市場動向、安全高品質肉牛生産の研修、講習などの支援措置を講じてまいります。

現在、集中的に進めております農業基盤整備につきましては、新年度は国営農地再編整備事業の採択条件のひとつでもあります換地計画の見通しがたちましたので、完了年度まで逐次佐幌地域で実施いたします。なお、町が取得します非農用地の有効的な活用を地域周辺の皆様方と十分協議してまいります。

また、新年度は農道空港を多くのかたがたに多目的な利用をしていただくために、非農用地取得予定地の隣接地に、軽飛行機等の格納、屋内集会場等として農業活性化多目的施設の設置をしております。

道営草地整備改良事業につきましては、全道的な需要額が多く、今年度の本町への予算配分は厳しいものがありますが、良質飼料確保のため草地改良を優先的に進めてまいります。

南新得地区道営集乳道整備事業は、開拓100年に向けて新得発祥の地と接する1号道路改良を重点的に実施いたします。

融資関係につきましては、各種制度資金、プロパー資金等の町費利子補給額は年々累積件数と比例して増加しております。しかしながら、基幹産業の農業経営安定のため、今後も継続して利子補給をしております。

また、新年度は本町独自の農業振興資金の利率を低減し、制度の充実を図ってまいります。

新年度の第4期レディース・ファーム・スクール研修生に全国から30名の応募がありました。応募者の中から長期研修生8名と短期研修生若干名を決定いたしました。現在、町内には11名のスクール修了生が農家実習等に從事しながら本町に在住しております。

その中には、町内で新規就農を希望しているかたもおります。また、畜産農家には、夫婦で実習されているかたがたが数多くおり、大部分は新規就農を希望しております。新年度は、新規就農について関係機関と連携を密にして支援してまいります。

公共牧場関係につきましては、昨今の町内大型酪農の移行に伴い、ここ数年冬期舎飼預託希望申し込みが施設収容能力の倍近く増加しております。新年度はこの解決策といたしまして、既設牛舎の抜本的改善と牧場基地隣接地でJA新得町が建設予定の大型牛舎をリースする方法で対応してまいります。

これらに伴い、預託者のかたがたにも応分の負担をお願いし、牧場使用料の見直しを新年度から実施したいと考えております。併せて現行畜産ヘルパー利用料金も、酪農振興会事業主体の酪農ヘルパー料金との均衡を考慮して、見直しを行ってまいります。

また、昨年度から進めております乳牛のほ育試験は、順調に推移しており、新年度もほ育集団多頭飼養の実現に向けて試験研究を継続してまいります。

農村環境整備につきましては、昨年度からビニール等の廃プラスチック系及び不用農機具等の農業産業廃棄物処理に対し、関係機関のご協力のもと実施いたしました。

新年度も適正処理促進のため、関係機関連携のもとに啓蒙、普及活動を続けながら、運賃等の一部助成を講じてまいります。

また、親しみのある農村景観の一環事業といたしまして、新年度農家看板を設置されるかたには、その設置費用の一部に支援をしてみたいと考えております。

更に、昨年度実施いたしました地域住民参加型の並木道づくりを新年度も継続して、約6キロメートル分の苗木を佐幌地域に無償配布してまいります。

トムラウシ地域のかたがたから要望が上がっております交流施設につきましては、新年度基本調査を行い、都市と地域の交流、特産物販売の可能性など課題整理のための検討を進めてまいります。

農業後継者の花嫁対策につきましては、本町の農業振興を図るうえで極めて重要な課題ですが、関係者の努力にもかかわらず成果が上がらないのが現状であります。

新年度におきましては、昨年度までの農業後継者結婚相談員制度を改め、現在の農業後継者制度を見直し、道内外に情報提供者を委嘱させるとともに、情報の提供などもお願いし、効果のある対策に努めてまいります。

また、後継者自身の意識改革が求められておりますので、関係機関との連携を図りながら効果的な対策を講じてまいります。

(2) 林業振興

次に林業振興であります。

本町の総面積の89パーセントを占めている森林は、十勝川流域の源となっており、水源かん養、環境保全の重要な役割を担っております。これらの公益的機能も将来的な視野に入れ、林業振興を進めてまいります。

昨年度の林産業は、今までにない深刻な不況下にありました。とりわけアジア経済の不振により、本町民有人工林の72パーセントを占めるカラマツの輸出用こん包材の需

要低迷のため、原木の値崩れと流通の不振を極めたところであります。

そのため、昨年度は林業の総合的な活性化のために森林、林業振興緊急特別対策事業を設けたところであり、新年度も時限措置といたしまして、引き続きこの対策事業を行ってまいります。また、造林事業安定のために、町内個人不在地主のかたの森林整備に対しましても、町独自の民有林振興補助を引き続き行ってまいります。

町有林野事業につきましては、経費の節減に努めながら、高率の補助事業を導入し、安定した造林や間伐事業量を確保し、町内造林事業者の育成を図ってまいります。

(3) 水産業振興

次に水産業振興であります。

本町には多くのダム湖があり、これら内水面の有効活用を図る観点から、東大雪湖、サホ口湖の漁業権を取得し、遊漁開放による観光と内水面漁業の振興に取り組んでまいりました。本年1月、漁業権の更新を受けましたので、更に振興を図ってまいります。

東大雪湖、サホ口湖における遊漁は、夏季間において前年比142.6パーセントと増加しているものの、一部の入漁者から不満の声もあり、新年度は放流数の増加と併せ放流時期の変更を行うことにいたします。

冬季遊漁は昨年度初めての開放で期間中631人の利用がありました。2シーズン目となりましたこの冬のサホ口湖ワカサギ釣りは、2・3年魚を主体とした釣果がみられましたが、入漁者や場所によっても差があることが判明いたしております。これは開放まもないこともあってポイントの情報把握がじゅうぶんでないことも一因かと考えており、魚場管理人の聞き取りや試験釣り等の結果をもとにポイント案内図などの作成も必要と考えております。

遊漁の対象となる淡水魚のふ化放流事業は、新年度も新得町漁業生産組合に委託して実施してまいります。

また、昔のように魚が群れる佐幌川にしたいと、地元有志グループが佐幌ダム下から新得大橋までの間を「キャッチ&リリース」区間として設定し、併せてきれいな川の再現を目指して活動を開始いたしております。この活動は、専門誌でも紹介され全国的にも注目を浴びており、町といたしましても側面的に支援してまいります。

3. 商工業

次に商工業であります。

今日の経済状況は、依然として低迷を続け、本町の商工業におきましてもその実態は安閑としている状況にはありません。しかし、昨年秋に行った町内事業所訪問を通じ、その中にほかの地域と本町との違いを感じたところもあり、商工業者皆様のいっそうの努力を期待されているところでもあります。

それは、新得畜産試験場再編整備事業、屈足の身体障害者療護施設の建設事業など町内における大型工事の展開が地元への波及効果につながっていると同時に、新規進出企業の特殊技術に裏付けされた需要の高まりや業界不振が続く製材業界にあっても、特殊製材分野での受注拡大など企業努力が不況感を和らげております。しかし、一部業種におきましては厳しい状態におかれていることも事実であります。

景気回復につきましては、国においても緊急経済対策が講じられているほか、さまざまな対策も講じられており、本町においても計画事業の前倒し実施など、議員各位のご

理解を得て進めてきたところであります。しかし、それらも不況脱出という抜本的な解消には至っていないのが現状であります。

また、企業経営者、商店主をはじめあらゆる事業主に必要なことは自助努力であります。自らの経営基盤をどう強化するか、自らの創意工夫で不況を乗り切る体制をどう確立するかであります。

町といたしましても、過去2か年にわたり「地域小売商業振興推進事業」「商工会等地域振興支援事業」に対しまして事業費補助を行ってまいりました。新年度はその事業成果が順次具現化されるものと期待いたしているところであり、商工業者皆様の発意の計画に対しましては積極的に支援してまいります。

昨年度から始めました「共通商品券」の発行事業は、6か月間で、年間計画の1.3倍に達するなど順調に推移いたしているところでありますので、更に利用促進を期待いたしているところであります。

商工会運営に対します事業につきましては、従来どおり継続をいたしますが、「事業アセス」の考え方をご理解いただき、組織運営の改革を図りながら、会員増加など組織強化をお願いするところであります。

4. 観光

次に観光であります。

長期化している経済不況の影響は、本町の観光関連企業におきましても例外ではありません。昨年に比べいっそう出控え、支出控えが進んでいることが観光入り込み調査の中にも現れております。

このような状況の中、サホロリゾートでは本州からの修学旅行生の増加、新たに台湾からのツアー客の入り込み増があり、加森観光との業務提携の成果が現れているとともに、加森グループとしての集客力が、閑散期の集客に好影響をもたらしております。

現在、「見る観光」から「参加・体験する観光」へと観光の形態は変化しつつあります。本町におきましても、自然を生かした「グリーンツーリズム」「アウトドアスポーツ」の分野が脚光を浴びております。現在、管内で進められております十勝圏パートナーシッププロジェクトにおきましても、重点プロジェクトとして位置付けられております。

したがって、プロジェクトで示されるガイドラインを参考に、時代の求める観光への変革を進めていくことが必要であります。本町は、豊富な観光資源に恵まれ、こうした町の持つ特性を生かした新たな分野の需要にもじゅうぶんこたえられるものと確信しているところであり、そのために必要な施設整備を進めてまいります。

国民宿舎東大雪荘につきましては、対前年比では若干の落ち込みは見られますが、収支的には順調に推移しております。新年度は周辺整備といたしまして、宿舎前駐車場の舗装工事を行うほか、送迎車を兼ねた連絡車の更新を行い、お客様のサービス向上をいっそう進めてまいります。

トムラ登山学校につきましては、開設以来9年目を迎えますが、この間登山技術を中心とした主催事業のほか、児童・生徒の宿泊研修、企業内研修に利用されてまいりました。

主催事業におきましては、レベルの高度化などにより、一部事業において参加者数の減少、固定化が見られることから、その内容を見直し広く参加しやすい事業内容とした

します。

また、研修棟の2段ベット室につきましては、さまざまな利用形態に対応できるよう和室に改修いたします。

委託先であります株式会社トムラ登山学校レイク・インは、新社長のもと、組織の改変を行うとともに、営業面の強化など経営改革に取り組んでおります。特に、営業担当課長を配置し、積極的な集客活動を展開した結果、徐々にではありますがその効果が現れております。

経営の安定化には宿泊部門、研修部門の相対的な連携が必要であり、その相乗効果が複合施設としての機能をより発揮できるものと考えております。委託先には、今後も施設の持つ特性を生かした運営を求めてまいります。

サホロ湖周辺につきましては、昨年度に引き続き道から関係施設の管理業務の委託を受け利用者の利便と快適な環境保持に努めるほか、新たな利用を高めるための方策を検討してまいります。

観光各種イベントにつきましては、より集客力を高めるためにも、関係者のご理解を得ながら、全般的にその内容を見直してまいります。

町の紹介と特産品の普及、消費拡大のための物産展等への出展につきましては、その効果を見極めながら選択してまいります。従来、川崎市民まつりへの出展は、「東京ふるさと新得会」のご協力により同会への委託方式で継続してまいります。

5．労働

次に労働であります。

本町の経済を支える中小・零細企業、そこに働く勤労者の皆さんが安心して働ける環境づくりが求められております。

勤労者福利厚生の上昇、就労の場の確保、高齢者の再雇用など地域的な課題解決のため、関係機関・団体との連携のもとに労働対策に取り組んでまいります。

6．建設

次に建設であります。

道路関係の補助事業は、新規事業といたしまして、新得畜産試験場再編整備に伴う新得7号線道路舗装工事と北海道の代行事業で道路改良されました北新内線の舗装工事及び防雪さく設置工事を新得西2線で実施いたします。

単独事業といたしましては、屈足公園通改良舗装工事ほか3路線の整備を実施いたします。

道路維持では、藤越道路の簡易舗装を新たに実施するほか、新屈足幹線の舗装補修を継続して実施いたします。

国の事業といたしましては、新得市街地の佐幌川に架かる新栄橋の下流側に歩道橋の設置、継続して行われている狩勝峠8合目の拡幅、新得市街地の自歩道整備が実施されます。

道の事業といたしましては、町道北新内線の道路改良が代行事業で継続して実施されるほか、十勝川に架かる新清橋架替工事が本年12月までに新得側が完成し、新しい橋の供用が開始される予定であります。

忠別清水線関係では、屈足小学校東側に歩道が新設されるほか、十勝ダム手前のスノ

ーシェルターの延長とトムラウシ地区の落石防止対策が実施されます。

河川関係では、道施工の佐幌川局部改修工事及び新得坂沿いサカシタ川砂防ダムの建設とパンケ新得川及び広内川それぞれ床固工の砂防事業が継続して実施されます。

また、パンケオタソイ川の新得西 1 線付近では魚道の整備が行われる予定であります。

都市計画関係では、昨年度より地域のかたや幼児をかかえる父兄のかたがたの意見を採り入れて整備しております柏町公園、二条公園の再整備を継続して実施いたします。

3 年計画で着工いたしました拓鉄公園の最終年次となる新年度は、駐車場、トイレ、観察施設、園路を整備してまいります。

道道夕張新得線 7 号踏切アンダーパス事業は、昨年度に引き続き用地取得と家屋などの補償を実施するほか、JR 仮踏切などの工事と水道管の移設を実施いたします。

町営住宅の建設につきましては、屈足地区で建替事業として東進団地で平屋 1 棟 2 戸、2 階建 1 棟 4 戸の計 6 戸を建設するほか、新得地区の新生団地で 1 棟 4 戸を建設してまいります。

建替計画で空家になった新得地区 10 戸、屈足地区 14 戸合計 24 戸の町営住宅の取り壊しを実施いたします。

既存住宅につきましても、水洗化を計画的に進めるほか、浴室スペースがあっても設備がない町営住宅につきましては、建替計画の年次を参考にして、退去した町営住宅から順次、浴室の改修を行うなど、住環境の整備を図るとともに、良質な住宅の提供と適正な管理を進めてまいります。

7 . 生活環境

次に生活環境であります。

上水道事業につきましては、低廉で安心して飲める水の安定供給ができるよう運営してまいります。

簡易水道・営農用水道の各事業につきましても、効率的な維持管理をし、良質な水の供給に努めてまいります。

また、営農用水道につきましては、道営事業の導入を視野に入れながら、新たな水源確保のため調査を開始いたします。

下水道事業につきましては、全体水洗化率 80 . 8 パーセントとなり、新年度は、処理区域を変更するための準備を進めてまいります。

また、新清橋架替に伴う雨水管の整備を昨年度に引き続き実施してまいります。

昨年の火災通報受理件数は、9 件ありましたが、被害も最小限度に食い止めることができました。

引き続き消防署・消防団が一丸となって、地域住民の防災意識の高揚に努め、災害のない明るいまちづくりに全力で取り組んでまいります。

昨年の救急出動件数は過去最高の 259 件で、前年比 47 % の増となり、高齢化社会に伴い、疾病構造が多様化するとともに、救急需要が増加の傾向にあります。

傷病者の救護は、現場付近にいる人の適切な応急手当が、重要な役割を果たすといわれています。

救急隊員の資質向上はもちろんのこと、新年度も一般家庭における救急手当の普及啓発に積極的に取り組み、救急実技講習の充実に努めてまいります。

防災体制につきましては、既に設置されております地震観測計及び北海道総合行政情

報ネットワークが稼働しておりますので、有効に活用してまいります。

また、防災計画につきましては、現状に沿った契約になるよう検討し、見直しを進めてまいります。

昨年度の交通安全運動は、全道的に交通死亡事故抑止を重点目標に「スピードダウン」と「シートベルト」着用向上のスローガンのもとに取り組みが行われました。

北海道においては交通事故発生件数、傷者数ともに前年に比べ増加し、死者数は過去10年で最少の533人で前年比13.1パーセントと大幅に減少したものの、7年連続ワーストワンと残念な結果に終わっております。本町におきましても、関係者の努力にもかかわらず、事故発生件数22件と昨年より5件増え、傷者数は32名と同じく6名増加し、死者数も昨年より1名増となり、いずれも増加傾向にあります。

新年度は、昨年度同様「スピードダウン」と「シートベルト」の着用の推進を図る「SS運動」をスローガンに、交通事故を未然に防止するため関係機関と連携し、町民一人ひとりが自主的かつ積極的に参加できる交通安全運動を推進してまいります。

更に、町民交通安全講習会を充実させ、住民が参加しやすい内容として交通安全意識の高揚を図り、事故防止に努めてまいります。

また、施設面ではスクールゾーン内の標識の整備に、新年度から年次計画で着手してまいります。

ごみ処理につきましては、地域環境の保全のために、ごみの減量化を図り、限りある資源のリサイクル化とごみ処理の効率化を推進するため、リサイクルセンターを建設いたします。

平成12年度の供用開始に向け、細分化される分別方法や排出方法につきまして啓発を行ってまいります。

旧最終処分場の閉鎖に伴い、昨年度処分場から周辺環境に与えた影響調査を行いました。その結果、周辺にはほとんど影響を与えていないとの報告を受けましたが、十勝川上流域として下流に与える影響と、住民の健康や環境を将来にわたり守っていくため、周辺に汚染が拡散しないよう対策工事に着手いたしました。新年度は工事を完成させ、自然環境の保全を図ってまいります。

西十勝環境衛生組合し尿処理場につきましては、昭和42年の建設以来30年余りが経過し、施設の老朽化の対策が大きな課題となっております。その対策について検討を重ねた結果、当組合での処理を廃止し、十勝環境複合事務組合に加入して、広域処理することとし、関係機関と協議を進めてまいりました。

関係機関の了承が得られましたので、新年度から十勝環境複合事務組合に加入し、処理することといたしました。

これにより、西十勝環境衛生組合は昭和41年5月発足以来、32年間にわたる歴史に終止符を打つことになり、この間皆様からいただきましたご協力ご支援に深く感謝申し上げます。

廃屋対策につきましては、全町公園化プラン構想に沿って廃屋対策の具体化に向けて、先進事例や各方面の意見を参考にしながら一定の基準づくりを行い、平成12年度からのスタートに向けて検討してまいります。

国民健康保険総合健康づくり推進事業と共催しております「まちづくり大会」は、昨年度、1,100人余りの町民の参加があり、盛況のうちに開催されました。

新年度も多くの町民が参加いただける内容で開催してまいります。

全町公園化計画のもとに進めています花いっぱい運動につきましては、昨年度は、花いっぱい運動を通じて環境美化を推進し、観光振興にも貢献したことにより、北海道観光連盟から表彰を受け、花いっぱい運動に大きな励みになっているところであります。

新年度も多くの町民各位のご協力をいただきながら、環境美化を更に推進してまいります。

夢基金事業につきましては、創設以来現在まで21件の事業認定を行い、住民自らの創意工夫や新たな発想がまちづくりの活力の一翼を担っていただいております。

今後もよりいっそう活用していただき、まちづくりの原動力になりますように推進してまいります。

生活安全活動につきましては、昨年7月生活安全推進協議会を発足させました。犯罪や事故等を未然に防止するため、関係団体と合同で生活環境の現地調査を行いました。その結果、必要な改善について関係機関に要請するとともに、関係機関及び団体の活動に反映させていくことといたしました。

新年度におきましても、関係機関と連携を強化し、本町からあらゆる犯罪と事故等の未然防止に努め、安全で快適なまちづくりを推進してまいります。

8．教育

次に教育であります。

少子化、高齢化の進行や国際化、情報化の進展など、社会が急激に変化している中で、変化に対応できる人づくりのためには、知識詰め込み型の教育から自ら学び創造する教育へと、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で自立し、たくましく生きる力を持った子どもたちを育てることが求められております。

そのため、生涯学習の視点に立って、学校教育と社会教育との連携をよりいっそう深めながら教育行政を推進してまいります。

なお、具体的には、教育委員長から申し上げます。

9．広報広聴

次に広報広聴であります。

広報紙は、身近な話題を提供し、読みやすく町民に親しまれるよう作成してまいります。また、ホームページを充実させ、町を積極的にアピールしてまいります。

100年記念事業の一環といたしまして、小・中学生を対象にした子どもサミットを開催いたします。

広聴関係につきましては、「こんにちは町長です」や「エプロン座談会」などの懇談会や町民にアイデアを提案していただく「まちづくりレター」を引き続き実施してまいります。

10．行財政

次に行財政であります。

本町の懸案事業につきましては、関係各位のご協力により順調に推移してまいりました。新年度も主なものにつきまして申し上げます。

農林部門では、新得畜産試験場の再編整備が2年次目になり、新年度は昨年度からの継続であります庁舎や畜舎の整備が進められ、新たに職員住宅が新得市街地に24戸、

畜産試験場内に8戸建設されます。

新得営林署につきましては、本年3月から十勝西部森林管理署新得事務所に改組になりましたが、平成16年3月までに逐次廃止される計画となっております。

町といたしましては、今後も代替組織を求め引き続き要請してまいります。

建設部門では、国道38号線市街地区の自歩道整備の3年次目となり、オダッシュ通から南5丁目間の歩道と新栄橋の下流側の歩道橋の整備が実施されます。

また、狩勝峠8号目の拡幅工事等と南新得地区におきましても、800メートルの舗装の修繕が行われます。

道道では、オダッシュ通のアンダーパスの関連工事が新年度から着手となり、平成15年度の供用開始を予定しております。

夕張新得線につきましても、引き続き要望してまいります。

忠別清水線につきましては、屈足小学校付近の歩道が整備されるほか、トムラウシ地区の落石防止工事等が実施されます。

トムラウシ温泉までの道路の整備につきましても、引き続き要請してまいります。

また、屈足市街地区の歩道整備につきましても、引き続き土木現業所と協議してまいります。

高速道路につきましては、関連施設が本町へ整備されますよう要望してまいります。

一昨年誘致しました三ツ輪ヒューム管株式会社新得工場は事業も順調に推移し、この春作業場を増設する計画であります。このことによりまして、現行作業員19名が5名増員され、24名体制になると伺っております。

企業誘致は雇用の拡大や、地域の活性化に大きな効果をもたらしています。

しかしながら、今日の経済情勢下ではたいへん難しいものがありますが、関係機関等からの情報を入手するとともに、インターネットを活用し努力してまいります。

少子化対策につきましては、新得保育所での児童の一時預かり保育を試行として実施するほか、新得保育所と屈足保育園での保育時間の延長を行います。

定住対策につきましては、屈足旭町3丁目に環境豊かで、安く広い分譲地として、36戸の宅地造成を行い、地域振興に努めてまいります。

なお、価格につきましては、坪当たり5千円台を予定しており、今年の秋には分譲を開始してまいります。

本年は、開拓100年の年であり、9月7日に記念式典を行うほか、各種記念行事を実施してまいります。

次に財政について申し上げます。

町税につきましては、前年当初予算と比較して1.5パーセントの減となっております。このうち、個人町民税は、恒久的減税を見込み9.0パーセントの減、法人町民税は、景気低迷の影響により8.1パーセントの減となりますが、個人町民税の減税分は、たばこ税の一部移譲、国の特例交付金、減税補てん債等で措置される見込みとなっております。

固定資産税では、一般分では住宅の新增築などにより2.0パーセント増加しますが、電源開発などの配分資産の減価償却もあり、全体では1.5パーセントの伸びを見込みました。

また、軽自動車税は、四輪乗用車の増加を見込み4.3パーセントの増、たばこ税は、減税補てん対策として、国からの一部移譲により7.5パーセント増で予算計上いたし

ました。

なお、減税に係る町税条例の改正につきましては、次の議会で提案してまいります。

行政及び普通財産の貸付料につきましては、財源の確保を図って行くため、平成12年度から見直しの方で検討してまいります。

地方交付税につきましては、前年度当初より1.5パーセント減の38億5,785万8千円で計上いたしました。

町債につきましては、前年度当初比8.7パーセント減の6億2,050万円を見込んでおります。このうち、63.5パーセントは、国の財源補てんが見込まれる予定であります。

歳出につきましては、今年度実施いたしました事業アセスメントの取り組み状況を踏まえ、新年度から事業の見直しが可能なものについて予算に反映するとともに、新規事業について積極的に計上いたしました。

この結果、一般会計では、81億1,110万3千円で前年度当初比で1.4パーセント減額の予算編成といたしました。また、特別会計では、前年度当初比で1.6パーセント減の21億8,661万9千円となっております。

結び

次に結びであります。

以上、各般にわたり、平成11年度の町政執行方針を申し述べましたが、これら執行にあたりましては、限られた財源をより有効に活用し、住民福祉の向上に全力を尽くす所存であります。

長引く不況によって、国・地方ともに財政環境は依然として厳しい状況にあります。

また、地方分権時代も本格的に始まろうとしています。

今後、自治体の裁量権が増え、同時に力量が問われる時代となり、地方の責任がますます重くなってきます。

こうした時代背景に備えて、今後とも断続的な行財政の見直しを進めながら、財政の健全化を指向していくことが肝要と考えております。

住民意識が多様化、高度化し、自治体の役割が重要性を増す中であって、自己決定、自己責任がなによりも求められ、職員一人ひとりの政策形成能力の向上が今まで以上に重要であり、行政のプロとして自覚を持った仕事の取り組みが必要であります。

本年度も全力を挙げて、町政に取り組んでまいります。

議員皆様のお力添えと、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針の説明とさせていただきます。

たいへん長い時間ご清聴いただきまして、ありがとうございました。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。11時30分までとさせていただきます。

（宣告 11時13分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開をいたします。

（宣告 11時30分）

議長（湯浅 亮君） 教育行政方針について説明を求めます。教育委員会委員長、高久教雄君。

〔教育委員長 高久教雄君 登壇〕

教育委員長（高久教雄君） 平成11年定例第1回町議会が開催されるにあたり、所管いたします教育行政の執行方針について申し上げます。

平成9年9月「今後の地方教育行政の在り方について」この諮問を受けた第16期中央教育審議会は、心の教育の充実をはじめとする教育改革の実現のためには、各学校や各地方公共団体において子どもの実態や地域の特性に応じて、自ら考え、創意工夫を凝らした取り組みや施策を推進することや、学校、家庭、地域が連携協力し、地域全体で子どもの育成を担っていくことが不可欠との認識の下、学校と地域の在り方及びそれを支える教育委員会の在り方についての具体的な改善方を示し、昨年9月文部大臣に答申されたところでございます。

文部省は、この答申を受け、昨年12月14日学校教育法施行規則の一部改正する文部省令を定め、平成14年4月1日から施行の新学習指導要領の告示となりました。

今日、社会のあらゆる場面において急激な変化が進み、過去に例をみないほどの少年がかかわる凶悪事件が発生している現状をかんがみますと、教育においては時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、創造力や自立心おう盛な、心豊かで思いやりのあるたくましい人づくりが求められております。

そのためには、本町の恵まれた自然や歴史、文化を生かし、町民一人ひとりが潤いのある生活を享受できるように、生涯学習の観点にたった教育行政を進める必要があります。

昨年10月から実施いたしております「心の教室相談員」制度は、今年度人材にも恵まれたことから特技を生かした人材活用により成果を上げたものと考えており、新年度においても「心の教室相談員」制度の継続を計画いたしております。

教育委員会といたしましては、国や北海道の教育改革の動向を見据えながら新得町教育目標に示された教育理念実現のために、新得町第6期総合計画と第2次新得町社会教育中期計画を基本に、学校教育と社会教育を積極的に推進するとともに、当面する諸問題にも適切に対応しながら、諸般の施策を進めてまいります。

なお、現行の新得町教育目標につきましては、制定以来10年を経過いたしておりますことから、新年度で改訂に向け検討することとしています。

以下、各分野ごとに申し上げます。

1、学校教育

学校教育におきましては、個性を尊重し、自らを考え学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を重視し、正義感や公正さ、思いやりの心が育ちたくましく生きていくための心の教育を進めるとともに、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら幅広く連携を図り、今日的な教育課題に取り組み、自立した児童生徒を育てる学校教育を目指してまいります。

まず、教育環境の整備では、教材教具などの消耗品、備品の充実をはじめ、教育施設、設備の整備を行ってまいります。

特に、今年度は校舎の雨漏りの対策を重点に、新得小学校、屈足小学校校舎屋上並び

に富村牛小中学校体育館屋根の防水工事、新得中学校校舎屋根の全面ふき替えを実施してまいります。

年次計画で進めておりますコンピュータにつきましては、上佐幌小学校、富村牛中学校にパソコンを整備し、情報教育の充実に資することとしております。

そのほか、主なものとしたしましては、新得小学校では、特別教室のカーテンや図工室作業台の更新、屈足南小学校は、給食室北側軒天の補修、印刷機や職員用いすの更新を図ります。屈足小学校は、外物置の設置、草刈機の更新を図ります。佐幌小学校は、図書室、家庭科室のカーテンや刈払機の更新を図ります。富村牛小中学校は、現在の木造校舎を生かした外壁を板張りで全面改修いたしますとともに、草刈機、除雪機の更新を図ります。

新得中学校は、特殊学級の学級増に伴い余裕教室の改造により会議室の確保並びに相談室の整備、技術室用備品の購入、屋外放送設備や草刈機、刈払機の更新を図ります。屈足中学校は、電気暖房設備が老朽化しており、制御盤の更新が必要であるため、校舎の暖房方式の見直しにより、個別のFF式暖房機に変更、普通教室のカーテンの更新を図ります。

町教育研究所におきましては、引き続きコンピュータの効果的利用を図るための講習会の開催や、郷土読本や福祉読本を活用した教育の実践など、学校が抱える諸課題に積極的に取り組みます。

また、昨年11月から募集を開始いたしました地域の達人の登録制度は、学校現場で求められているゆとりのある学習を目指した総合学習時間や社会教育部門、社会体育部門に生かせる人材登録を積極的に推進し、活用を奨励してまいります。

学校の存続と都市と農村との交流を図るために実施しております山村留学事業は5年目を迎え、地域をあげての取り組みもあり、豊かな自然の中で親子が楽しみながら学ぶ場となっております。しかしながら、全国的に山村留学事業を実施する学校が増加する傾向にあり、新年度は、在校生の減少により学級減が予想された上佐幌小学校に地域のご協力により親子での1名の留学生を受け入れることになり、3学級維持の見込みであります。富村牛小中学校では、継続希望される3世帯7名の留学生を受け入れ、両地域との連携をよりいっそう深めながら引き続き支援をしてまいりたいと思います。

児童生徒に係る問題行動は、残念ながら更に深刻化し、凶悪犯罪の低年齢化が全国的に報じられています。

幸いなことに本町では今のところ児童生徒による凶悪犯罪の発生はありませんが、更に予防対策に努めてまいります。

いじめ問題については、児童生徒の健全な成長に重大な影響を及ぼし、時には不幸な事態を招く結果となる場合があります。家庭、学校、地域社会が一体となって未然防止に取り組む必要があります。

また、さまざまな要因による不登校問題は、複雑に絡み合った要因を個々に緩和解決することが必要となりますので、家庭、学校更には学校相談機関との連携を図りながら、児童生徒の立場で適切な指導、援助が必要であります。

学校では、児童生徒一人ひとりが楽しく学び、いきいきと活動できることが基本であり、個性を尊重し、他人を思いやる豊かな心、生命の大切さ、自立心を育て、生きる力を育てる心の教育を重視するとともに、基本的人権の尊重、道徳教育の充実などに力を入れてまいります。

子どもが人として形成される基本は、家庭環境であります。学校内指導体制を確立するとともに、児童生徒と教師との信頼関係を深めながら集団への適応力を養い、自ら学校生活を送れることのできるよう指導に努めてまいりますとともに、先に述べました「心の教室相談員」制度を継続してまいります。

特殊教育では、心身に障害のある児童生徒の適切な就学のために、各関係機関との連携を図り、対象者の早期発見と教育相談に努めるとともに、通級制となっています「ことばの教室」での言語指導の趣旨を啓発し、早期治療に努めてまいります。

また、「杉の子学級振興資金」の運用利息は、屈足小学校の難聴学級備品に活用させていただきます。

児童生徒のスポ・ツ活動は、中体連などの各種大会で好成績を収め、後輩に大きな目標と自信を与えております。

また、昨年の冬季オリンピック長野大会で活躍された地元出身の宗像記子選手のスケート教室は好評で、子どもたちに大きな目標がもてる夢を与えてくれています。

新年度においても部活動やスポ・ツ少年団活動をいっそう充実をさせ、心身ともに健康ですこやかな心やたくましい精神力をもつ児童生徒の育成に努めてまいります。

新得高校につきましては、特例2間口が引き続き適用されますが、児童生徒の減少傾向の中、今後も予断を許さない状況であります。幸い新年度も、各種の振興策が徐々に実を結び町内外から定数を超える出願がありますが、新得高校振興会や地域との連携により緊密にし、引き続き生徒の確保と特色のある学校づくりのために、支援してまいります。

新得高校におきましても進路対策や土曜講座、インターネットを活用した情報教育の充実など父母の期待にこたえる魅力のある学校づくりに努めておりますので、なおいっそうのご理解とご協力をお願い申し上げます。

学校週5日制は、平成14年度からの完全実施が決まり小学校では、算数、理科などの授業時間数を大幅に減少させる一方で、総合的な学習の時間を増加をさせ、中学校では特別活動のクラブ活動が見直されるなど、児童生徒がゆとりの中で、自ら課題を見つけ、自ら考え、問題を解決する力を目指すこととなりますので、今後はますます家庭や地域の役割も大きくなりますが、学校におけるゆとりある教育が展開できるよう移行に努力してまいります。

教員住宅につきましては、浴室改修や下水道排水設備工事、屋根の塗装補修工事、車庫設置を年次計画で進めてまいります。

学校教育の充実のためには、直接児童生徒の教育に携わる教職員の資質向上が不可欠であり、教育者としての情熱や広い社会的視野に立った教育実践を培うためにも教職員の自主研修の奨励、校内研修の充実、指導主事の活用、初任者研修など各種研修会への積極的な参加を進めてまいりますとともに、いじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の問題や危機管理などの実践的指導力の向上に努めてまいります。

2、社会教育

変化の激しい流動的な社会においては、町民一人ひとりが、ゆとりと潤いを求め、地域における個性あふるる自主的な生涯学習活動が盛んになっていることから、だれもが、いつでも、どこでも自由に学ぶことができる、生きがいある地域社会を創造し、発展させていくことが必要であります。

また、人々が心身ともに健康で充実した生活を営むため、体力づくりや生涯にわたり

だれもが気軽にスポーツに親しむことが大切であり、学習活動、芸能推進活動、スポーツ活動を支援する環境や条件を整備していかなければなりません。

文化芸術活動の推進については、町公民館、新内ホール、さわやかホールなどの施設機能を生かした文化事業の提供に努めてまいります。

また、多くの町民のかたがたに親しまれておりますロビー展は、これからもさまざまな作品の展示を計画してまいります。

憲法記念事業は、チェルノブイリ汚染地域のベラルーシ共和国ドウッチ村で、強制移住を拒んで暮らす6家族の日常を撮り続けた映画「ナージャの村」の上映を計画いたしております。

町民大学は、生涯学習の推進に向け、町民の多様な学習ニーズにこたえ、より多くのかたがたに学習していただくために講座の充実を図ってまいります。

新任の外国人英語指導助手が昨年8月に着任し、各中学校の英語指導はもとより、町民大学の英会話教室、各種イベントに積極的に参加するなど、子どもたち及び地域住民との交流を図り、国際性豊かな人づくりに努めてまいります。

町公民館の暖房については、設備が老朽化しており、平成12年度改修工事の予定をし、新年度の実施計画をいたします。

埋蔵文化財発掘調査については、国営農地再編整備事業新得地区道路工事地域で事前調査の結果、字屈足東1線22号付近（面積390平方メートル）、及び30号付近（面積850平方メートル）で埋蔵文化財の存在が確認されたため、平成11年度から2か年で発掘調査及び出土品の整理作業を実施いたします。

3、社会体育

今、生きがいへの関心が高まり、多くのかたがたが健康づくりのためにさわやかな汗をかくことのできる多様なスポーツを求めています。

町民だれれもが、いつでもスポーツに親しめるよう施設・整備の充実と指導者の育成を図り、よりいっそう生涯スポーツを推進してまいります。

本町発祥の軽スポーツ・フロアカーリングは、用具をフロッカーの商品名で販売されることとなり、全国規模の講習会の種目としても取り上げられました。

今後は、道内での普及のみならず全国を視野にいっそうの普及活動を進めてまいります。

各団体・サークル・職域などで、スポーツ活動が盛んになってきており、体育指導委員、スポーツ指導員の指導をいただきながら、スポーツによる地域の振興と活性化が図れるよう努めてまいります。

4、社会教育施設

新年度においても長期的な視野にたった施設の整備を進めたいと考えております。

サホロリバーサイドパークゴルフ場は、5月1日から10月17日（第3日曜日）までのオープンとし、原則として休場日を設けず、いつでも36ホール全面ご利用いただけるようにいたします。

また、ナイターは、利用者の声にこたえ、期間を7月15日から9月11日（毎週木曜日から土曜日）までを予定として開放いたします。

昨年オープンいたしましたランニングコースは、関西陸連など実業団陸上部の合宿のほか、町民のランニングや散歩にも利用され好評であります。

新年度は、既設コースからサッカー場を回る約1キロメートルのコースを造成し、既

設コースと合わせて、総延長2.7キロメートル、周回で2.5キロメートルのコースといたします。

今後も、実業団陸上部や大学陸上部の誘致に努め、スポ・ツ合宿の里として推進を図ってまいります。

2年次目となるサッカー場の建設につきましては、管理施設のほか、駐車場の舗装と周辺緑化を行い、8月上旬にオープンを予定しております。

本格的な施設としてサッカーばかりでなく、緑地広場としての利用も期待をされておりますので、この完成を機にパークゴルフ場、ランニングコースを含めた地域全体をサホロリバーサイド運動広場として活用してまいります。

町営温水プール「ビーバー」は、5月1日から10月31日まで開館いたします。

各種水泳講座の充実を図り、健康増進に役立つ施設として、多くの町民のかたがたにご利用いただけるよう、いっそう努力してまいります。

5、図書館

蔵書数が69,674冊（町民1人当たり9.3冊）となります。

現在5館とネットワークし、リクエストなどに迅速に対応しております。

今後は更に、ネットワーク館を増やしサービスの向上に努めてまいります。

隣接するすこやか会館の一部を書庫として使用することで蔵書の充実を図るとともに、生涯学習施設として長期的な視野にたった整備を図り、時代に即応したサービスの充実に努めてまいります。

6、学校給食

学校給食は、学校における児童生徒の健康教育の一環として充実に努めてまいりました。今日の児童生徒は、栄養の偏りや不規則な食生活、運動不足などによる肥満、貧血、集中力の欠如など健康上の諸問題が指摘をされ、栄養のバランスのとれた食事の提供はもとより、望ましい食習慣の形成や集団での食事を通して好ましい人間関係の育成及び体験的な活動の展開などが求められています。学校給食は、食事という生きた教材から食に関する自己管理能力の基礎を培うことなど学校給食に寄せる期待は大きいものがあります。

給食費は、平成9年度に改定いたしましたが、国の「財政構造改革」により主食の学校給食用米の値引き措置が新年度で終了となることから、適正な給食費の検討をする必要がありますが、新年度では、食材などの内容の吟味と創意工夫をしながら現行の給食費で実施してまいります。

また、食材、調理作業などの衛生管理に心がけ、病原性大腸菌O-157などの食中毒予防対策として、下処理用設備などの整備でいっそう衛生面で配慮してまいります。

以上、平成11年度の教育行政の執行にあたっての主要な考え方について申し上げますが、関係者一同全力を傾け、本町教育の発展向上に努力をしてまいりますので、町議会議員各位と町民の皆様のご理解ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これをもって、行政執行方針並びに提出議案の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号から議案第32号までの議案については、

議長を除く18名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第32号までの議案については、議長を除く18名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決しました。

議長(湯浅 亮君) 暫時休憩とさせていただきます。13時より再開ということでご理解をいただきたいと思います。

(宣告 12時01分)

議長(湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時01分)

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

議長(湯浅 亮君) 日程第4、報告第1号として地方自治法第180条、第1項の規定に基づき町議会の議決により、指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布したとおりであります。この報告に対し質疑はございませんか。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 専決処分ということでね、仕方がない部分があるんですが、私はこれ少しちょっと不備な点があるんでないかと、実は思うんです。

確かに予算編成においてですね、急いだ部分あるかもしれませんが、この改正というのは男女、かたや違う方面から見ますとね、男女雇用機会均等法も視野に入れた実は改正だったと思うんです。

そこから申しますとね、確かに、例えば気になるのはやっぱり4条なんです。給与関係。例えば男女雇用機会均等法を視野に入れて専決するんであればですね、4月1日から皆さん企業のかたはよく分かっていると思いますが、男女の差別をできないような募集要項にせねばならんと。例えば、ここに示されるように、保母は保育士、例えば、看護婦は看護婦及び括弧して看護師。これはもうそういう具合にされているわけです。これは分かりませんが、保母なんか募集要項にはそういう記載はしてはならんと、現実にはさきほど修正はしましたけれども、町の決算には予算の賃金支出には寮父母と書かれているくらい実勢にあっていない、これは改正の在り方だったわけですね、訂正の在り方。実際はそれを見ますとね、果たしてこれがほんとうに今の実情にあっているのかどうかって、私は非常に疑問に思ったわけですよ。これは専決するんであればそういう分野までですね、私は視野に入れて専決処分をするべきだったのではないのかなと。

というのはですね、給与規定でも全部もともとの新得町のやつはですね看護婦のままです。寮母のままです。しかし町もなんらかの理由があって募集する場合は、そういう具合にして募集はできないわけですよ。給与規定も同じなんですよ。

現実に老人ホームなんかには、寮母もいますし寮父と言われるかたも実はおられるわけですよ。そういう規定っていうのは、新得町にはないのに実際には募集をするわけですよ。そういう分、どうもこの運用上矛盾というかなにか関連性がないような改正の仕方と私は思うんです。その辺まで考えて実は専決をやったのかどうかですね。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

今回の専決処分は法令により当然改廃を必要とする条例の改廃ということで、町議会より指定された専決事項であります。

国の法令の改正、今回は保母から保育士ということで児童保育法施行令の改正に伴いまして改めるわけですが、看護婦とか寮母につきましては国の法律で、看護婦につきましては男については看護師という規定があるんですが、あくまでも総称は看護婦と、看護婦の中に看護婦と看護師があるという規定になっております。寮母についても同じですので、その点については、今回総称して看護婦寮母と言っておりますので、改正をいたしておりません。あくまでも法の改正に基づいて改正しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） おっしゃるとおり、法というのは探せばいくらでも出てくるんです。そういうの適合するように出てくるんですが、私言ったのは実態にあってないんじゃないのかって。

それとですね、私たちは国の法律を改正しようとかしてるわけでないんで、新得町の住民生活の中において、一番適切な条例を改正するとかいうことで議論をやっているわけですから、確かに国の指導は指導でけっこうです。それはなにも間違いとか言いませんが、だからもう少し配慮が足らなかったのではないかって言ったわけでね、確かにあっているんですよ、そういう規定はね。ただ各文章が皆ばらばらで出てくるとか、給与規定もそういうのいないとか、ないのに記名されてないのに、条例ではね看護師とか、そういうの指名されていないのに募集だけはそうせねばならんというね、矛盾があるので、矛盾が出てくるわけです。男女雇用機会均等法からいけば。これはもう専決でしょうがないかもしれませんが、もう今後こういう問題はもう少し配慮して、いろいろな角度から見る必要があったのかなと思うんですが。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

名称につきましては、あくまでも法の定めに従ってやっていくしかないのかなと思っています。実態にあっていないということなんですが、あくまでも寮父とかっていうのは、通称名で読んでいるのであって、条例などで規定して言うのは寮母という言い方になると思います。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって報告第1号は終結いたします。

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、報告第2号として地方自治法第180条、第1項の

規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布したとおりであります。この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) ないようですので、この報告第2号についてはこれをもって終結いたします。

日程第6 議案第2号 新得町過疎地域活性化計画の一部変更について

議長(湯浅 亮君) 日程第6、議案第2号、新得町過疎地域活性化計画の一部変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。企画調整課長、長尾 正君。

[企画調整課長 長尾 正君 登壇]

企画調整課長(長尾 正君) 議案第2号、新得町過疎地域活性化計画の一部変更につきましてご説明申し上げます。

11年度に予定しております、屈足旭町3丁目団地造成事業を過疎債の対象とするため過疎計画の中に組み入れるものでございます。以上よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

[企画調整課長 長尾 正君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 清水町の路線認定に係る区域承諾について

議長(湯浅 亮君) 日程第7、議案第3号、清水町の路線認定に係る区域承諾についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長、村中隆雄君。

[建設課長 村中 隆雄君 登壇]

建設課長(村中隆雄君) 議案第3号、清水町の路線認定に係る区域承諾についてご説明いたします。

道路法第8条第3項の規定により、次の路線について清水町より区域承諾の申し出がございまして、道路法第8条第4項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

路線名といたしまして、下佐幌北栄道路でございます。

区域承諾区間、幅員、延長につきましては次ページの の赤い部分の承諾でございます。青色の部分は清水町が町道として認定を予定している路線でございます、赤色の部分は今回承諾を求められている区域で清水町と新得町の境界が接している部分でございます。

前のページに戻っていただきまして区域承諾区間でございますが、新得町字下佐幌西4線121番4地先から字下佐幌西4線121番6地先までの345.45メートルでございます。もう1か所につきましては、新得町字下佐幌西4線116番3地先から字下佐幌779番4地先までの334.65メートルでございます。

道路法第8条第3項につきましては、当該市町村の区域を越えて市町村道の路線を認定することができるようになっており、この場合においては当該市町村長は関係市町村長の承諾を得なければならないとなっております。

道路法第8条第4項につきましては、関係市町村長は当該市町村長の議会の議決を経なければ承諾することができないとなっております。昨年12月議会におきまして、新得3号線の町道認定を議決していただきましたが、本議案と同様に清水町町議会の議決を経まして、清水町の区域を含めまして、新得の町道認定をしております。

下佐幌北栄道路は道営農免農道事業により整備されたものでございまして、承諾を求められている区域に、新得町の管理する町道などの接続がないことから、清水町で維持管理する区域外認定を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

[建設課長 村中隆雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。18番、金沢静雄君。

18番(金沢静雄君) 1つお尋ねいたしますが、この基線とですね、佐幌の基線と交差しますね、ここの所はこういう心配はないんですか。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、村中隆雄君。

建設課長(村中隆雄君) お答えいたします。

基線道路の部分につきましては、号線用地でございまして清水町の区域の号線用地を使用して道路を造成してございます。

議長(湯浅 亮君) ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第4号、平成10年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第4号、平成10年度新得町一般会計補正予算、第7号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,072万2千円を減額しまして、予算の総額を89億3,605万1千円とするものでございます。

第2条、継続費、第4条、債務負担行為、第5条、地方債の変更は、それぞれ各表の補正によるものでございます。

また第3条では、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表の繰越明許費によるものでございます。

今回の補正は年度末でもございますので、歳入歳出ともに事業の完了等に伴う予算の執行残や不要額、並びに歳入の整理を各款全般にわたりまして行っております。

19ページ歳出をお開き願います。主なものについてご説明いたします。

2款、総務費の一般管理費20ページに移りまして19節、負担金補助及び交付金では退職者に伴う、退職手当組合特別負担金と給与システム導入に伴う道自治体情報システム協議会負担金を増額しております。

21ページ、財産管理費の17節、公有財産購入費では屈足地区に予定しております、団地造成地のうち土地開発基金用地を取得するため、用地取得費を増額しております。

また18節備品購入費では介護保険システム導入に伴う、パソコン機器の購入費を増額し財源として、国庫補助金を2分の1見込んでおります。

財政調整基金費では備荒資金組合の任意納付金を計上しております。なお配分率は2パーセント程度が見込まれ、かなり高率となっております。

企画費では19節におきまして、地方生活バス路線維持補助金を計上しております。

22ページ、交通安全対策費では寄附金をいただきましたので、交通安全対策用消耗品を増額しております。

26ページをお開き願います。

3款、民生費の福祉対策費では13節の委託料で介護保険事務処理システム開発費用を増額し財源として国庫補助金を2分の1見込んでおります。

また、17節公有財産購入費では療護施設建設用地のうち、土地開発基金用地を取得するため用地取得費を増額しております。

30ページをお開き願います。

6款、農林水産業費の農業振興費では、19節、負担金補助及び交付金で地力増進総合対策事業のうち、有機質還元事業補助金を実績により増額しております。

また21節、貸付金では農業振興資金貸付実績により減額をしております。

40ページをお開き願います。

10款、教育費の事務局費では21節、貸付金で入学資金の借り入れ希望者の増により増額をしております。

41ページ中学校費では寄附がありましたので、18節、備品購入費で屈足中学校の図書購入費を計上いたしております。

43ページをお開き願います。

公園スキー場管理費では、19節、負担金補助及び交付金で新得山スキー場管理運営に伴う赤字補てん分として狩勝寿事業団補助金を増額しております。

44ページをお開き願います。

11款、公債費では平成9年度分長期債の借入れ条件、借入日等の変更と一部さくごによる利子の確定及び、一時借入金利子を実績見込みにより減額をしております。

9ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

1款、町税ではそれぞれ確定見込みで補正をしております。

5款、ゴルフ場利用税交付金から、10ページ、11款、使用料及び手数料では利用者の実績見込みにより整理をしております。

11ページ、12款、国庫支出金では民生費補助金の高齢者介護体制整備支援事業補助金を増額し、そのほかは今年度事業費の確定見込みによりそれぞれ補正をしております。

12ページ、13款、道支出金では、民生費補助金の精神障害者社会復帰施設等通所交通費補助金が新規に採択されたため計上いたしました。そのほかは、今年度事業費の確定見込みにより、それぞれ補正をしております。

14ページから15ページにかけての、14款、財産収入では各基金の利子を見込みにより整理をしているほか、財産売払収入で畜産試験場職員住宅用地として土地売払い代を計上しております。なお、基金利子につきましては歳出の各款にわたり積立て及び財源移動の補正をしております。

15款、寄附金では、16ページの交通安全対策用としてラリーチームカンサー及びMOA帯広十勝交通安全推進キャンペーン実行委員会から、また屈足中学校図書購入用として富山県の桜井千代乃氏、鈴木聖氏、鈴木欣二氏からそれぞれ寄附がありましたので補正をしております。

16款、繰入金では今回の補正の財源調整のため各基金繰入金の補正をしております。

17ページ、18款、諸収入では実績見込みにより補正をしております。

17ページから18ページにかけての、19款、町債では今年度の各事業の事業費確定等により許可予定額としてそれぞれ補正をしております。

4ページに戻りまして。

第2表、継続費補正では事業費の確定に伴い保健福祉センター建設事業ほか一事業について継続費の変更をしております。

5ページ、第3表、繰越明許費では、翌年度に繰り越しして使用できる予算を定めるもので介護保険事務処理システム開発事業ほか、4事業について今年度中に事業の完了ができないため、繰越明許費を計上しております。

6ページ、第4表、債務負担行為補正では、3件について期間と限度額を変更しております。

7ページ、第5表、地方債補正では、各事業費の確定等により限度額の変更をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 10ページ、歳入の教育使用料なんです、保健体育使用料の

中の総合体育館の使用料なんです。

これ当初見込みよりかなり減額になるって、ということは予想よりも利用されなかったということなんです、これ私はですね、これちょっとゆくゆく問題になってくるんではないのかなと。

例えばですね、これが実際運営していったのは、リゾート側の協力金というかたちで、ずっと入りをしていたわけです、2、3年前までは、それトントンで協力金プラス使用料で、町からの財政というのはそういう負担しなくてもやっていたわけですが、どうも協力金がどんどん減っていく。減っていつているという情勢にあります。

そのうえに使用料が減っていくということは、かなりの持ち出しが増えてくるということが想像されるわけですね。これは私は町の真ん中であってね、町民が自由に使えて、そのうえで健康維持なりいろいろなものに利用して赤字なら僕はそれでけっこうだと思んですが、この建物というのは実質的にはリゾートのために建てたものなんです。実質的には。うたい文句は違っていてもですね。

これ、赤字がと言うか、一般持ち出しがですね増えてくるっていうのは、私少し問題が出てくるのではないかと、今後運営の仕方ですね、なにかよっぽど変えていかなければそういう時代に陥ってくる。これどういう考えを、今後どういう考えをしていくのかお聞きしたいと思います。

それとですね、支出の28ページなんです、これも予防費の中の負担金交付金。緊急医療対策の中の減。これ当然これはあたりまえ、と言うのは、執行方針にもありましたように歯抜け状態になっている。当然、減あたりまえなんです、これ私、不思議に思うんです。住民の医療がですね、医療サービスが低下している。普通ならもっともって町に何件苦情きたか分かりませんが、もっと苦情があつてですねいいはずなんです。普通なら。議会のほうも、文教福祉のほうも気になって議論はするんですが、その後住民があまり言ってこないという現実もありましてね、裏返せばあの歯抜け状態の処置をですね、救急体制でうまく措置をしたのか、それとも住民がですね、もうこの体制にあきらめたのか、もうどうせしょうがないんだと言ってあきらめたのかね、いろいろな考えがあると思うんです。普通なら医療サービスがぐんと落ちるということは、けっこう不満が出てきて当然だと思うんですがね。

ということはですね、救急にですよ頼んで掛かり付けのお医者さんがいるから、たまに当番があつて当番医がいても、そのまま融通をきかしてそっちのほうにばつていっちゃっているのか、それともそれであんまり苦情がないのか、それと次の予算委員会までね、宿題としておきたいんですが、救急当番やってますよね、何件ぐらい利用しているのかね、もう利用もせず違つとこぼんぼん行つているのであれば、実際はこのお金が高いのか安いのかって言うのはですね、なんぼ減額されてもその価値の問題だと思うんです。利用されないのに実はこんだけお金いつていたとか、利用していて、危ないのそれはけっこうな話ですが、その辺ちょっと、ちょっとですね調べておいて救急でどれだけ使つて、当番医にどれだけ使つているのかちょっと調べておいてほしいですよ。宿題です。以上2点。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。総合体育館の使用料の減でございますけれども、町長の施政方針の中にも触れてましたけれども、やはりリゾート全体での入り込みがやはり減少いたしております。その結果、総合体育館の利用をされるお客

様の数が減ったというのは事実でございます。

その面で私ども、実績によりまして使用料を減額補正させていただいた。ただ、能登議員も触れておられましたように、運営協力というようなかたちでリゾート側とのお話しもございまして、17ページのほう諸収入の総合体育館運営協力金、こちらのほう167万円ほど増額をさせていただいております。トータルいたしますと、通常のベースで収入は確保しているところでございます。

これからどうするのかというお尋ねでございますけれども、やはり入り込み状況こういったものを勘案してまいりますと、無駄な経費はかけられないと、そういった考え方にたちまして新年度以降ですね、運営体制の見直しを進めてまいります。

例えば11年度では、閉館時間から翌朝の開館時間まで夜警員を今配置しているわけでございますけれども、閉館時間までの配置ということで無人化を図っていく。そのほか、12年度以降については現在専任の館長を配置いたしておりますけれども、兼務発令をすとかそういったような見直しを考えてですね、経費の節減を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、佐々木裕二君。

保健福祉課長（佐々木裕二君） 救急当番なんですけれども、月平均だいたい25日ほどの出勤があるかと思っておりますけれども、町内についてはおよそ3割程度ということで、町外につきましては7割程度が町外に搬入されています。そういう中で重い病気につきましては、町外に出るケースが多いということで、そういう中でやっております。

町民からの苦情については、特に大きな苦情はございません。小さなものちょっとありましたけれども、小さな通常の風邪とか症状の場合についての病院について問い合わせはありましたけれども、それにつきましては消防署のほうで医療機関を確保してご案内するというかたちでやっております。現在の段階では大きな混乱はなく進んでいるわけですが、その成果がその中身が能登議員の言われたように、あきらめたものなのかあるいはどうなのかについては、まだ検討していませんので、それも含めて予算特別委員会でもたご返答したいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第5号、平成10年度新得町国民健康保険事業

特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第5号、平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,185万4千円を減額し、予算の総額を6億774万4千円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

1款、総務費から8ページ3款、老人保健拠出金では今年度に医療費の実績見込みによる補正及び財源移動をしております。

7款、諸支出金では平成9年度分療養給付費等負担金の確定による返還金を計上しております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思います。

1款の国民健康保険税及び2款、国庫支出金では今年度決算見込みによる補正でございます。

7款、繰入金では今回の補正に伴う財源調整として一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 6ページなんですけど、5ページも少し関係は出てくるんですけど、財政調整交付金というのは減額されてますよね。この財政調整交付金、この減額されたりするにはそれはそれなりの理由があるわけですが、その査定は、この交付金というのはやっぱり査定があると思うんですけど、普通と特別あると思うんですけど、どういう基準でね査定してこれだけ減額になるのか、ちょっとあんまり金額が大きいのでね、はい、よろしく願います。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、佐々木裕二君。

保健福祉課長（佐々木裕二君） 今回の財政調整交付金の減額というのは、老人ホームに入っている部分だとか、拠出金の25パーセントが、率が30パーセント下がったりとか、後、税の収納率が低下したことによる減という、そんな要素からなってますねこのように下がっています。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） それは特別調整交付金のほうですよ。普通と特別分かれていますよね、普通調整交付金と。普通のほうはどうなんですか。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、佐々木裕二君。

保健福祉課長（佐々木裕二君） 今回医療費の総体的な削減と、後、基準の医療費の低下とですね、それと管内の率の削減ということで下がっております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 私はですね、そのいろいろ基準はあってこうなると思うんですけど、値上げしたときにですね一般会計からの繰り入れを減らしたいんだと、そういうことで実は値上げをずっとこれからもされていくでしょう、たぶん。

しかしですね、そのたびにですね収納率。今度介護保険も導入されるわけですから、収納率の問題さきほど申されましたよね。収納率が、保険料上がる、収納率悪くなるの繰り返しで、またこれ下がってくるわけですよ。引かれるわけですよ。

繰り返し繰り返しで、今回の例を見ましても値上げをしても一般財源から繰り入れた分、むしろ変わらないどころか増えている。

確かにこれはね、昔はこの交付金というのは健康保険に関して、国保に関してはですね国の措置が非常に高くですね、そうですね国の措置が高くて賄われた。だんだんだんだん国が減らしてきたと、そういう経緯が私あると思うんですよ。この交付金とか調整とかいろいろなものに関してはですね国が減らしてきたと。本来、国が見るべきものを減らして自治体に預けてたわけですけども、その自治体は住民にまずそれをげたを預けようとしてるんですが、それはそれでまた繰り返しして払えない。これジレンマがずーっと繰り返している状況なんですよ。応益負担も特別なだけありますよね、調整率もありますよね。そういうのが、だんだんだんだん応益にすれば金やるよと、すればするほど低所得者に負担が大きいからまた払えない。払えないから調整する、悪い、悪いから減らされる。これジレンマが続くわけですよ。だからいずれですね、この交付金というのはですね、ますます減ってるんですよ。ますます減ってくる、そうなった場合にですね一般会計から繰り出すのが当然あたりまえ、今でも当然なんですよ、それが大きな値上げの理由にはならないと思うんです。

これは6ページにも絡みますけれどもね、一般財源からの繰り入れ、だからもう行政で見るべきものは見るべきものと、あきらめていくしかしょうがないです。これは、国がですね、やるべきことを地方自治体に移してきただけですから、それ常に住民ですよ住民ですよ。これは医療費実は下がっているんですよ、これだけ努力しているわけですよ。だのに増えてくるという。このジレンマなんぼ努力してもですね、だめなんですよ。医療費下げてみないっしょうけんめいがんばっても国が減らしてくるもんだから、いつまでたっても一般会計から繰り入れが増えるだけ、なんぼ努力しても。

だからその辺、今後の課題にはなると思うんですが、調整交付金自治体どうすることもできないですから、やっぱり考えて、保険料というものを考えていく必要があると思うんですよ。これから保険料がどうあるべきか。払えなかったら交付金下がるわけですから。どうなんですか。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、佐々木裕二君。

保健福祉課長（佐々木裕二君） 今回の医療費がだいたい7割に減。3割減になっております。そういう中で、基準の所得金額が増えたといことで、逆に減っている。そういうことで、新得は64.3パーセントの減で、これは十勝管内全体でも全部落ちておりまして、管内全体では63パーセントぐらいになっております。

そういう中で、ご指摘のとおりだんだんこういう調整交付金が減ってきているわけなんですよ、来年度あたりそういう総合的な保険料含めてですね、財政をどうするか検討することが必要でないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算

議長(湯浅 亮君) 日程第10、議案第6号、平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政 輝 君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 議案第6号、平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億381万1千円を追加し、予算の総額を10億8,486万5千円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

歳出では、今年度の医療費及び審査支払手数料の実績見込みによる補正でございます。

4ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

歳入につきましても、今年度の医療費等の実績見込みに伴いそれぞれ補正をしております。

なお、一般会計繰入金は今回の補正に伴う財源調整として増額をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木 政 輝 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 平成10年度新得町営農用水道事業特別会計
補正予算

議長(湯浅 亮君) 日程第11、議案第7号、平成10年度新得町営農用水道事業

特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第7号、平成10年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

5ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正は財源移動のみでございます。4ページに戻りまして、1款、使用料及び手数料は、超過料金及び超過料金を実績見込みにより増額をしております。3款、繰入金では財源調整として一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 平成10年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第12、議案第8号、平成10年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第8号、平成10年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万6千円を減額し、予算の総額を8,129万5千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正は事業費確定に伴う執行残の整理でございます。

4ページの歳入に戻りまして、3款、繰入金では今回の補正に伴う財源調整として一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 平成10年度新得町公共下水道事業特別会計
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第13、議案第9号、平成10年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政 輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第9号、平成10年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,193万8千円を減額し、予算の総額を5億8,012万円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費では事業費等の確定による執行残及び不用額の整理をしております。

2款、公債費では平成9年度分長期債の借り入れ条件等の変更により、利子が確定いたしましたので減額をしております。

前のページに戻りまして、4ページの歳入を御覧いただきたいと思います。

1款、分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料では、今年度の決算見込みにより補正をしております。

4款、繰入金では、今回の補正の財源調整に伴い減額をしております。

6款の諸収入では消費税還付金を計上しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木 政 輝 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 平成10年度新得町水道事業会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第14、議案第10号、平成10年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第10号、平成10年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第2条で水道事業会計予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予算額を補正するものでございます。

収入については変更はございません。

支出につきましては、事業費で24万6千円を増額し、6,881万3千円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

第3条で予算第6条に定めた、議会の議決を経なければ流用することができないとする経費の予算額を、24万6千円補正するものでございます。

3ページにまいりまして、収入の変更はございません。

支出であります。1款、事業費の総係費につきまして、1月12日からの漏水事故による職員の時間外勤務手当の増額でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 意見案第1号 新たな酪農・畜産基本政策などに関する要望
意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第15、意見案第1号、新たな酪農・畜産基本政策などに関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって意見案第1号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第16 意見案第2号 農政改革に関する要望意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第16、意見案第2号、農政改革に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって意見案第2号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第17 意見案第3号 畑作政策に関する要望意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第17、意見案第3号、畑作政策に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって意見案第3号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

議案調査のため、3月4日から3月11日までの8日間休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月11日までの8日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 13時56分）

第 2 日

平成11年第1回
新得町議会定例会（第2号）

平成11年3月12日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1	議案第11号から 議案第32号から	一 般 質 問
2	意見案第4号	地方分権の実現に関する意見書

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一 般 質 問

意見案第4号 地方分権の実現に関する意見

○出席議員（18人）

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	10 番 福 原 信 博 君
11 番 渡 邊 雅 文 君	12 番 藤 井 友 幸 君
13 番 千 葉 正 博 君	14 番 宗 像 一 君
15 番 竹 浦 隆 君	18 番 金 沢 静 雄 君
19 番 黒 沢 誠 君	20 番 湯 浅 亮 君

○欠席議員（1人）

17 番 森 清 君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教育委員会委員	長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員		吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木	政輝	君
収	入	清水	輝男	君
総	務	畑中	栄和	君
企	画	長	尾正	君
税	務	秋山	秀敏	君
住	民	西浦	茂	君
保	健	佐々木	裕二	君
建	設	村中	隆雄	君
農	林	斉藤	正明	君
水	道	常松	敏昭	君
商	工	貴戸	延之	君
児	童	富田	秋彦	君
老	人	長尾	直昭	君
屈	足	高橋	昭吾	君
庶	務	武田	芳秋	君
財	政	佐藤	博行	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	阿部	靖博	君
学	校	加藤	健治	君
社	会	赤木	英俊	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局長	小森	俊雄	君
---	---	----	----	----	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局長	佐藤	隆明	君
書		記	桑野	恒雄	君

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、17番、森 清君1名でございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時01分）

諸般の報告（第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、議案第11号から議案第32号までを議題とし、これに関する一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

[7番 石本 洋君 登壇]

7番（石本 洋君）

1．議員定数削減による経費軽減額はいくらか。明年度予算における軽減額の活用先は。

今議会の任期における、最後の一般質問となりました。多くのかたのご支援をいただきながら、また、町理事者のご指導をいただきながら欠けることなく質問をし、適切なお返事を煩わしてまいりましたが、ここに厚く御礼申し上げます。

さて来たる4月25日の町議会議員選挙では、定数2の削減が議員多数の総意で議決され、新定数18で争われることになっております。これは、本議会におけるリストラの姿勢の表れと理解しておりますが、議員としても相当な痛みを伴うものであります。さきほど自治省が発表いたしました、自治法改正に係る地方議会議員定数見直し案によりますと、正に本町に新定数はそれを先取りしたようなものとなっております。

そこで、この定数削減によっていかほどの予算が浮いたのかお伺いしたいと存じます。新年度予算で注目されますのは、この浮いた予算がどのように生かされ、効率よく使われているのかを知りたいのであります。単に軽減されただけでは、物足りない感じがいたします。町民の目に見えるようなかたちで示されてこそ、陳情されたかた、議会に疑問を持っておられるかたなどへの情報提供というかたちになるのではないのでしょうか。町長の所信をお伺いしたいと存じます。以上です。

[7番 石本 洋君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今日の社会経済情勢は、予想をはるかに超える厳しさがありまして、今後の地方財政も地方交付税交付金や補助金の大幅な削減によって歳入不足は避けられないものと見ておりまして、財政面で各自治体も苦境に立たされてくるものと予想しているところであります。

町といたしましては、日ごろから経費の節減に努めているところでございますが、この中で職員数におきましては、サービスの極端な低下をさせないことを考慮しながら年次的に減員してきているところであり、今後におきましてもその取り組みをしていかなければならないと考えております。

また、先般、道内市町村としては初めて事業アセスメントを実施し、多くのご意見やご提言をいただいたところでありますが、その結果として、新年度予算では歳入が3件で約1,300万円の増額となり、一方歳出では50件で約1,900万円の減額を図ったところでございます。

社会は大きく変化し、住民ニーズも高度化し、また多様化してきております。

今後、これらに対応するためには新たな財源が必要となってまいりますので、行政全般をとおして断続的な財政改革を進めていくことがたいへん重要であります。

さて、ご質問にありますように、本町議会におきましても今日的な時代背景を深く考慮されて、議会自らが自発的に定数削減に取り組まれたことに対しまして、あらためて敬意を表するしだいでありまして、

この議員定数の減員に伴う削減額は、1年あたり約820万円になる見込みであります。また、ご質問の議員定数削減による財源の特定化につきましては、石本議員もじゅうぶんご承知かと存じますが、予算制度上での一般財源はいわゆる非拘束的性格のものでありますので、特定の財源としての用途制限は適当でないかと考えられます。

したがって、こうしたご苦勞のうえにねん出された貴重な財源は、住民ニーズに合致する精度の高い施策の選択によって、住民の生活基盤の充足や福祉の向上に充当されなければならないものと考えているところであります。

それが、議会として取り組まれた議員定数削減への思いにかなうものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） ただいまのお話しによる、前段につきましては理解をしております。たいへん厳しい中で町長が予算を編成されるという中でのご苦勞といい、たいへんだと思います。

ただですね、議会で私としてはですね、議員が定数2つ減ったというそれだけの事実だとですね、いかにもこのリストラなり、痛みなりについてのかたちとしては、満足ができないなという感じがするんです。

と言いますのはですね、先日の執行方針の中でもいろいろとあるわけなんですけれども、例えば去年の1年間で12人、今年に入って2人の自殺者がいると、こういったようなかたちの中です、そういったような駆け込み寺的な対策というものに金がいくとか、あるいは廃屋が今後いろいろやりますよというようなかたちになってるけれども、まだ、検討の段階なの。もう数年も前から廃屋についてはお話しありまして、確か3年

ぐらい前でしたか、一般質問で廃屋を取り上げようとしたときに、いや、もう次の年度で予算化されるよというような、ある筋の話があって、それではやめようといったようなことをしたことがあるわけなんです、いまだに廃屋処理というのが進まないわけなの。

廃屋処理というのは、廃屋がなくなってしまったら後金かける意味はないわけなんですから、こういうような機会こそ820万円全部をやるといようなことでなくても、廃屋対策にせめてそれを向けるよというようなかたちでいくとか、あるいはまた、別に青少年育成基金に積むとか、積むというかたちになって毎年やっていかなきゃならんからいろいろ問題があると思いますんでね、むしろ廃屋対策のほうがなくなれば終わるわけですから、リストラをした結果、こういう分野で仕事が進んだよということであればいいなというような感じを持っております。いかがでしょう。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 議員定数の削減の考え方につきましては、前段のご答弁で申し上げたとおりであります。正に議会の発議で、また、その総意でそれが実現されたものと考えているところであります。そうした面で財源をある程度特定目的化してですね、用途制限をしていくとすれば、私はやっぱり議会側の総意というものもある程度なければいけないのではないかと、このように考えております。

そこで今具体的な何点かのお話しがございました、本町においてはちょっと自殺者の数が多いのではないかとのお話しございまして、私も正にそのとおりではないかと思っております。

そうしたことに対する対応といたしまして、今、町のほうでは身体障害者の障害者福祉計画の中で各範囲にわたっての検討がなされて、近くその成案をみる予定でありますけれども、そうした中でもそういう対応策が必要であるということが提言されておりました。そうしたものを受けて、私どもは行政のうえでそれを具体的に実践をしていくかということについての取り組みを、正にこれからしていこうとしているところでありますし、また、廃屋処理の問題がございましたけれども、これは基本的にはやはり私は、今でも受益者といいましょうか地権者と申しましょうか、その人がたの責任でそれを処理していくというのが大前提、大原則であると考えております。

しかしそれでは、なかなか町の美観というものが進展いたしませんので、したがってそれは、特別な行政配慮の中でこれを検討していきたいということでありますので、やはりそれを実施するにあたっては、より慎重に対応していかなければならないと、その中には自己処理される人も含むわけでありまして、そうした面でのやはり一定の基準なりルールづくりを慎重にしていかなければ、それを実施する過程で矛盾を起こすというふうなことも考えているわけでありまして。

そのように住民のいろいろな行政のニーズなりですね、あるいはまた、議員の皆さんがたからのいろいろなご意見もたくさんありまして、そうした中で私どもは極めて厳しい予算編成をとり進めておりまして、なかなか要望される中身が一挙に解決をできない要求があっても、それを次年度以降に繰り越さざるを得ないという非常に厳しい財政運営が強いられているわけでありまして。

そうしたことで、いろいろなこの今日的な行政需要、そして緊急性の高いもの、そういうものからできるだけそれが実現するように努力をしていきたいと、そのためにもやはり拘束されない一般財源というものがどうしても必要なわけでありまして。私どもも

そうした財源の確保を含めながら、あるいはその行財政の見直しをしながら、この町の発展に期す努力をしていきたいとこのように考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 町長の真しな姿勢というのはよく分かりました。ただ、この議員定数削減については、議会の総意でもあると同時に、また、過去における町民の皆さんの陳情だとか、そういったような中での経過というものがあるわけなので、町民の皆さんも単に2人削減されたからそれで理解と、こういうことにはならないのではないかなと。言ってみれば、さきほども申しましたけれども、町民に対する情報伝達というかたちの中でこういうことになりましたよというようなかたちが、少し明らかになるとですないいかなと。

たださきほど、金額的にははっきりさせていただきましたのでそれはよろしいわけですし、それから、帳じり、たてまえから言いますと、町長に予算の執行権がありますので、そういう点も分かるので、気持ちとしてこうしてほしいという気持ちを表しているわけなので、ひとつそういう点を理解しながら仕事を進めていただきたいと思いますという思いで。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまの石本議員の質問された趣旨についてはよく私も理解できるわけでありまして、石本議員のご意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[8 番 能 登 裕 君 登 壇]

8番（能登 裕君）

1. 情報公開の実施機関拡大について

私は情報公開の実施機関拡大についてお伺いいたします。

新得町は早くから公文書等の公開や、フロッピーディスクによる町議会会議録の公開で、道内の町村では情報公開の先進地として知られております。しかし、情報公開の流れは急速に進み、より内容が充実されたものとなって条例化されてきているのが現状であり、帯広市では「政策形成過程情報」の公開の改正などを考えているようであります。広尾町でも出資をしている団体や補助金を交付している団体に対しても、情報公開の実施機関とした条例の制定を目指しており、ニセコ町では既の実施されております。

これらの自治体は、いずれも公文書等の個人情報保護条例の制定も同時に実施されているのであります。新得町の情報公開は先発後進になりつつあります。公文書等の個人情報保護基準については、町長は議会において実施すると明言されておりますので、このことは申しませんが、公文書等の公開の実施機関の拡大は実施すべきと考えます。

基準として町が50パーセント以上出資している法人団体。補助金交付を50万円以上受けている団体や個人。事業補助であっても、実質的に50万円以上の事業を実施する団体や個人。他の名目、例えば委託料、負担金などであっても、補助金的要素のつよい予算措置を50万円以上受けている団体や個人については、実施してはどうか。

団体などに情報公開を適用することは、出資や補助金などを交付する側も、受ける側も、住民のお金であるという意識をより強く持たせるものであります。町長の見解をお伺いいたします。

[8 番 能 登 裕 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉 藤 敏 雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

情報公開につきましては、平成6年に「公文書等公開に関する取扱基準」を、道内に先駆けて実施してきたところであります。

また平成8年度には、町議会会議録に係るフロッピーディスクを追加されまして、町並びに議会ともに開かれた町政を目指してきているところであります。

さて、ご質問の情報公開の実施機関の拡大につきましては、実態を申し上げますと、現在、町が50パーセント以上出資している法人団体は4団体ございまして、また、50万円以上の補助団体等では、約90団体となっております。

能登議員もご承知のとおり、出資法人団体につきましては、地方自治法の規定によりまして毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出いたしているところであります。また、一般町民の皆様には、図書館でその書類を閲覧できるようにいたしております。

町といたしましては、これら基準によりまして情報公開には、積極的に取り組んでおりますが、非公開の基準もございまして、じゅうぶん検討を加えながら拡大の視点で、当該出資法人から情報を取得して公開するよう努力してまいりたいと考えております。

次に補助金関係についてであります。当面補助金の金額、内容及びその用途に限って情報が公開できるよう団体の理解を求めていきたいと考えております。

これらの開始時期につきましては、相手がたの理解を求めていかなければならないなど、準備期間が必要であります。できるだけ早い時期に進めていきたいと思っております。

委託料の公開につきましては、委託料そのものは民法上の契約行為でありますので、公開は考えておりません。ご理解を賜りたいと思っております。

[町長 斉 藤 敏 雄 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 町長は情報公開に関しては一定のご理解を示している、また、情報公開に関しては非常に関心の強い町長なんで、私としても質問はしやすいわけですが、ただ団体に関してはですね町長の言われたのはですね、あくまで公表、公開でなくて公表でありまして、法的に議会にそういう決算書とかそういうものを提出するっていう法的なもの公表でありましてね、私言っているのはあくまで公開、住民から請求があった場合にその細部にわたっての公開であります。

公表とはちょっと種類が違うものである。公表の場合はそのまま見れるわけですよ、大ざっぱなもの。もっと細部にわたっての請求があれば、その出資されている団体が、情報の公開に応じるようにという趣旨の質問ですから、その辺誤解されないよう、してはならん思います。

それとですね、50万円以上の補助金を交付されている側の情報公開なんです。これは恐らくこれから町長実施すると明言されたわけですから、いろいろ細部にわたって検討していくと思うんですが、僕は2種類あると思うんですよ。

団体に対する補助、いわゆる団体補助。団体自体の運営に対する補助と、事業に対する補助。事業に対する補助はその事業に対してですね、その部分が情報公開の対象に恐らくなるのではないかと思うわけですが、団体に対しての補助っていうのはですね、なにに使ったか分からないんですよ、運営補助ですから。その場合に対してですね、恐らくそうなればその団体全体の運営に関しての情報公開が適用されなければ意味がないわけですよ。

先の議会でもありましたように、補助金を受けるときながら、寄附金を出しているのはおかしいのではないのという質問が以前にありましたよね。だから団体の場合には、どういう具合に使われているのか分からないっていう疑問がそこに生まれてくるので、これは、ぜひ団体の補助の場合全部、その団体の運営に関しては全部、運営の全部を公開。それから事業に対しては事業、事業費でなんとか事業費、ちょっと疑問も残らないことはないけれども、事業に対して公開というものをやっていくべくだと、単にお金を出している部分だけって言ったら、どこに行ったか、使われているか分かりませんからね。

それとやっぱり私はこういうのを要求して、なにも重箱のすみをはしでつつきますということじゃなくてですね、さきほども申しましたように、町長自ら言ってますように非常に苦しいという財政状況にあります。これからの補助金の在り方と、これを含めて考えていくべきだと思うし、第一に、これは役場のお金ではないんだよと、住民のお金だと、住民のお金だということやっぱり認識させるのにはですね、絶対やっていかなければならんことだと思うんですよ。いつの間にか交付する側も交付される側も、住民のお金だっていう意識がだんだんだんだん無くなってしまっているんですよ。だからこれを機会にですね、もっと住民のお金を大事に使う。さきほどの質問にはないけれども、より効率的なものに使ってゆくっていう姿勢をやっぱり持ってほしいと、そう思っています。どうですか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

さきほどの私申し上げました答弁は、これは正に、公表ではなくて公開という考え方でご答弁を申し上げたつもりでありますので、申し添えておきます。

そこで基本的には道内においても、そうした補助団体等の情報の公開というものが動き出した段階でありますので、そうした動きに併せて私もそうした方向性を目指していきたいという趣旨で、さきほどお答えしたかと思っております。

その際にですね、今、能登議員からお話しありましたように、運営費補助であっても団体全体の情報を公開しなさいということでありまして、ここが私は非常に難しいところだと考えております。情報公開とそのプライバシーの保護、あるいはその団体の利益と、これは正にもろ刃の剣であります。したがって、私はこの団体等への補助金の公開等の理解を求めるには、やはりその補助金の限度に沿ったですね、そういう公開の在り方でなければ、なかなか団体の理解を得ることが難しいのではないかと、このように考えております。

事業費の補助であれば、それはその事業に充当したことが明らかに分かる公開ができると思いますね。ところがその団体は、多様な活動をしているわけでありまして、それを、その公開してそのことによっていろいろな指摘を受けるようになれば、団体の自主性なり、あるいは自発性なり、そういうものが尊重されるのかと、あるいはまた、活動を阻害することにはならないのかというふうな問題点を、たぶんに含んではらんでい

る問題だと、私は考えます。

したがってその在り方について、どうすることによって、そうした情報公開を求める住民の皆様がたの期待にこたえることができるのかと、ここをやっぱり探っていくかと思わないと思っております。したがって、私はそういう面で基本的には公開するということが前提にしながらですね、これは相手方のある話でもありますので、理解を求めながら、そしてその公開をすることによって、将来混乱を生じないようなですね、そういうこの非常に難しい面の整理をしてですね、それぞれの団体に理解を求めていくと。このことが極めて大事ではないかと考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 確かに、私もそれは理解しておりますし、ただ、だからさきほども少し申したんですが、補助金の出し方の問題があると思うんです。そこまで検討して、今後検討していかなければ、お互いの住民に対する要求と、そういう団体に対するプライバシーの部分のというのがなかなかうまくかみ合わない。

というのはですね、私はずっと以前から言ってますように、補助金というのはですね、団体に交付するのではなくて事業に、基本的には事業に出すものだと。その団体が何をすべき、なにをするために補助金があるのかと、それが確立していけばですね、そういう問題は自らなくなっていくわけですから、それ今後そういうふうにしていかないと、お互いの要求は満たされない、事業にやると。

それとですね、これ町長実施すると言ってますけれども、ぜひ明言してほしいんですが、いつからやるご予定なのか、いつから実施するのか。やるって言っても、次いつ、半年先か1年先か10年先か、これは分からない話ですから、これ明言してもらえますか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 運営費補助の問題につきましてはですね、町内にいろいろな団体が存在するわけでございますけれども、やはりその団体を育成するという趣旨も含んでいるわけでありまして、そしてその団体が直接的間接的にですね、行政とのかかわりを含めたやはり事業といいたいまいしょうか、そういうふうなものにいろいろ貢献をしてもらっているというふうな意味合いを含めて、運営費の補助金を出しているわけでありまして。その額が適当であるかどうかについては、やはり団体の決算書なり予算書ですね、内容を精査しながら、毎年度の予算編成の中でそれを検討しているわけでありまして。

したがって、そうした育成をという立場で、団体に対するこの運営費の補助というものも、ある程度はやむをえない状況にあるのではないかと考えております。

それから2点目にございました実施時期の問題であります。これは私自身としては、せっかくやるという方向示したわけですので、できるだけ早くやりたいと。それはさきほどから申し上げているように、一方的に私どもがですねそれに踏み切れない実態もあるわけでありまして。それは、団体のある程度のこの了解というか、理解の前提に立ってこれを進めていきませんとうまくいかないと思っております。

ですからそうした準備期間というものが、どうしても必要になってまいります。何年も先ということではなくて、できるだけ早くということで、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

[18番 金沢静雄君 登壇]

18番(金沢静雄君)

1. 教育行政の執行方針について

私は、昭和34年に新得町議会に初めて当選させていただきました。それから中でちょっととんではいますけれども、ちょうど、丸40年になるわけです。今考えてみると、いったい40年なにをしてきたのかなと、じくじたる感じがします。

そしてまた、今回統一選挙がありまして、4月の25日には審判が下されるわけですが、当町における大きな問題となると、やっぱり子どもたちのことと、年寄りのことだろうと思うんでございまして、ちなみに7,200人の町民のうちで、70歳以上のいわゆる有権者ですね、お年寄りが1,200人を超えているんでございます。そうするというと、これは老人代表はもっとおってもいいなと、それではがんばらねばならんかなと、そんなような気もいたしますし、これはやってみねば分かりませんし、幸運の女神がほほえむかどうか、これは天のみぞ知るとこういうわけですが、私としてはこれが人生最後の質問になるかもしれませんので、よろしく願いたいします。

お手もとにこの質問の用紙が配られて、ポイントが4つばかりございまして、理事者のかたがたには私の質問の全文が確かお手もとにいらっしゃると思うんでございまして、詳しく反論されるのではないかと、こう思っているわけですが。

私この年になって非常に最近悔やむことがあるわけございまして、それは今日における世相の混乱とか、あるいはまた社会の状況だとか、こういうものはやっぱり我々、我々とは私どもが、生後にほんとうの人間としてふみ行ふべきこと、そういうこともあったんでございまして、そういうものもなにも、みんないっしょくたんにして捨ててしまった。

これは最後にこんなこと言っただけでございまして、こういう見方もいろいろあるんだということを承知していただきたいと思って、原稿まとめて出しました。最終的には新学習指導要領のことと、心の教室相談員のこと、等についてお聞きするわけですが、そういう意味ではまた的外れかも知れませんが、お許しいただきたいと思うんでございます。

日本という国は、古来非常に学問に対しては熱心な国だったわけです。古来、日本は教育に対する意欲だとか、それから情熱というものが非常に高い国柄であった。これは歴史上例えば遣唐使の問題でございましてとか、あるいは明治維新以後の留学生の問題とかたくさんあるわけなんでございましてけれども、近世においては明治維新とそれから昭和20年の敗戦後というのがなんて言っただけでこれは大きな節目だろうと思うんでございます。

特に明治維新後における教育というものが日本の国の発展、あるいはまた国民の福祉向上に大きく寄与したでありまして、それがまた、戦後復興の大きな原動力となって企業倫理の根幹をなしたであろうということは明らかでありまして、敗戦により従来の価値観はすべて否定され、自由と権利と平等を価値観とするいわゆる日教組教育と、その対抗上、教育現場を厳しく締めつけるいわゆる勤務評定制度の導入でございましてとか、学習指導の内容も教師の裁量の余地を残さないような、きめ細かな学習指導要領の

制定等によつての管理教育の徹底と、それから子どもの教育をめぐる不毛の深い対立を残してありまして、今日においてもこれが続いておるんだらうと思ふであります。

それらの結果が現在社会の中樞をなしているとするれば、政財官の腐敗に始まり、社会、家庭、学校の崩壊、少年犯罪の激増、中・高校生徒の援助交際の名のもとにおいて行われる売春など、本来の教育目標と全く反した成果、私をして言わせれば戦後の教育というものは、完全に失敗だったんでなかったかと、こう思つておるのでございます。

昨年9月になされた教育審議会の答申というものが、恐らくやこういうような実態を踏まえて改革するんでないかなと思ふのでございますけれども、今回これが正式に表に出てまいりまして、今盛んに成案を作つておるんだらうと思ふのでございますけれども、教育審議会の答申は以上の教育の実態を踏まえて改定をなさんとするものであろうが、この改定の要点をひとつかいつまんでお示しいただきたい。これが第1点でございます。

2番目といたしましては、戦後、皇国主義史観の否定と反動によつてマルクス主義価値観は一世をふうびした。しかし、本家本元のソビエトの崩壊によつても、なおその残さ、残りかすというものが深く各界各層に浸透し、日教組は教師を労働者と位置づけ子どもに教えたことは、反権力、自由、人権、そして校長と文部省、そして国は敵ということであります。今日、現在も日の丸、君が代が反対ということの日教組の運動方針となつており、本来教育は親と子、教師と生徒は横の平等の関係ではなくて、教えるものと教えられるものとの縦の不平等の関係にあるものとされ、教師は生徒に是非善悪の基準や社会生活のルールに従ふことなど教へなければならぬのでございますけれども、誤てる自由と平等主義の日教組教育は、教師自らの権威と教育者として自信を失つてしまひまして、今日の教育現場の混乱と荒廃を生んだのではなかつたかなと思ふのでございます。

かつては、これは皆さんご存じのとおり日教組の榎枝委員長とのこれは対談の中でこれ出ているのでございますけれども、かつて日教組の榎枝氏は教師と生徒は人間として対等です。しかし教師は指導者で先輩ですから上下関係はあるのです。今は教師が子どもを怖がっている。だから人間関係ができないのです。子どもたちが権利を主張することについて、人間形成教育としては完全な失敗であつたと、こういうふうにかつての榎枝委員長が桜井よしこさんとの対談の中で言っているのでございます。

幸いにして本町においては学級崩壊など最悪の事態はないと思ふけれども、いつでも起こり得る可能性を秘めていると思ふので、児童生徒に係る問題行動があれば、その実態と「心の教室相談員」の具体的成果をひとつこの際明らかにしていただきたいと思ふのであります。これが2番目でございます。

3番目といたしましては、平成元年3月新得町教育目標が制定されもう10年以上になるわけでございます。満10年を経過したと。この10か年の激変激動というのは、いまだかつて人類が経験したことのないスピードと規模であり、新年度において改訂に向けて検討するのはむしろおそきに失したんでないかと思ふのでございますけれども、しかし新得町教育目標というものこそは本町教育の憲法と言えるものであり、軽々に変更すべきものではないが、教育の不易のもととして個人の尊厳を重んじることは大事であるにしても、戦後教育の失敗と今日の倫理観欠除の実態から、更に現実に即した規範があつてもよいのでないかと考えられるし、明治23年10月にこれは明治政権下の教育の大きな指針にしたのでございますけれども、下賜され昭和23年6月、国会におい

て失効を確認された我が国の教育の基本方針とされた教育勅語においても、個々の内容徳目においては、今日現在においても人間の生きる規範として、万古不易の価値として通用するものもあると思われるが、新教育目標の制定については、より現実的で人間性豊かな心身の育成を目指す創造的な教育目標とすべきと考えるが、目標改訂の骨子とするところはなんでありましょか、お示しいただきたいと。これは、新得町教育目標が新年度で検討されて改正すると、施政方針の中にうたってございますので、いったいその目標とするものは、いったいどういうことなんだということを、示していただきたいとこういうわけなんでございます。

最後の4番目といたしましては、第二次大戦は日本とドイツが中心となって戦い、ともに敗れ今日においても国連における敵国条項から抜けきれない国柄なのですが、不思議なことにドイツはニュールンベルグの軍事裁判においてはヒトラーの行った行為と、それに関連した事件が裁かれたが、憲法、教育、国防というものは全く独自に定めておるのでございまして、それに比べるとという東京裁判史観においては、東京裁判でいろいろと裁かれたわけでございますけれども、極論すれば大和民族の否定であり日本の優れた歴史、伝統、道徳も悪の象徴とされ、今日の教育過程、教育混乱、学級崩壊も根底はここから始まっていると私は思うのであります。

私は昨年定例第1回の一般質問において、「教育行政の在り方」と題して質問させていただいておりますので、あえて重複は避けたいと思いますが、今日の教育混乱に始まって社会秩序の崩壊は、私ども戦前派が敗戦によって、あやまてる価値観とともに優れた日本の万古不易の価値観をもともに捨て去り、その子どもたち、すなわち今の社会のリーダーに受け継がなかったところにあると思うのであります。

したがって今日の教育現場に倫理道徳の徹底を求めても無理だろうと思うのであります。ということは、それを指導教育する親なり親なりというのは、そういう倫理観の指導教育を受けてないのです。だから、悪気があってうんぬんではなくて、そのことについては白紙の状態でありますから、私はそこで、そこに倫理道徳の徹底を求めても無理だろうと思うのでございます。

教育の三本柱は学校、家庭、社会のそれぞれの役割の中で人間性の倫理、徳性のかん養の役割を果たすものこそ、宗教でなければならぬ、こう私は昨年の質問で述べたわけでございますが、日本においてはいろいろな関係があって宗教に期待するということが難しい状況にあると思うのであります。

しかし、それでも皆さん思い起こすかたもいらっしゃると思うのでございますが、昨年の一般質問のご答弁の中で、教育委員長さんが申されました、こういうこと言ったんでございます。今後いろいろと宗教家のかたがたとお話し合いをもちながら、少しでもいい世の中になるように、いい教育ができるように努めてまいりたいと答弁なされたのでございました。一か年経過してどのような結果があったでしょうか、お尋ねいたすしだいでございます。これが4番目の本町の社会教育についての、ちょっと表現の仕方は適当でないかも知れませんが、社会教育についての時代の急変の対応策はいかがというの、以上のようなわけでございます。どうもありがとうございました。

[18番 金沢静雄君 降壇]

議長(湯浅亮君) 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長(高久教雄君) 金沢議員のご質問にお答えしたいと思います。

はじめに、平成14年4月1日から施行の新学習指導要領の改訂は、学校完全週5日制のもと、「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開することにより、児童生徒が自ら学び自ら考える「生きる力」を育成することを基本的なねらいとされておるわけであり

ます。
その主要な特色点は、1つ目は、幼稚園や小学校低学年では、基本的な生活習慣や善悪の判断などの指導の徹底を目指し、ボランティアの活動の重視、我が国の国土や歴史に対する理解や国際協調の精神など「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること」とし、中学校では外国語が必修とされ、英語を原則履修することになっております。

2つ目には、「自ら学び、自ら考える力を育成する」ことを目指し、体験的学習、問題解決的な学習の充実を図るために、小学校3年生以上に年間100時間から110時間、中学校では年間70時間から130時間の「総合的学習の時間」が創設されるわけ

でございます。
3つ目には、小学校並びに中学校の特別活動からクラブ活動の文言が削除され、特に中学校では、必修でありましたクラブ活動が、部活動などの関連から廃止をされます。

また、年間授業時間数では、週当たり2時間削減され、教科別に教育内容を基礎的・基本的な内容に厳選化しながら、小学校では、国語・社会・算数・理科及び体育で年間10時間から45時間、中学校では、国語・社会・数学・理科・音楽及び保健体育の時間が年間15時間から35時間削減され、「ゆとりのある教育活動の展開をする中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実する」ことを目指しておるわけ

でございます。
そして4点目には、新たに創設された「総合的学習の時間」では、「各学校が創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」とされており、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題設定により、学校の独自性が発揮されることを目指しております。

そのほか、各学校において各教科などの年間授業時数を下回らない範囲で、それぞれの単位の時間の小学校45分、中学校50分にこだわらず児童生徒の発達段階及び各教科の学習活動の特質を考慮して、30分授業や90分授業など弾力的に運用することができることとされておるのであります。

2点目の心の教室相談員の具体的な成果についてのご質問でございますが、昨年10月19日から新得中学校に宗像記子氏を相談員に配置し、3月6日現在で55日間350時間を超え、ほぼ計画どおり日程を消化いたしております。

この間、生徒から27件の具体的な相談を受け、その相談内容は、進路問題6件、友人関係7件、異性問題10件、そして部活動に関する相談4件となっております。

会話不足と言われる中、休憩時間などに男女を問わずおおぜい、気楽に相談室を訪れ話し相手となれたことは、生徒たちに好影響を与えるものであり、大きな成果と思っております。

また、特技を生かした各小学校等でのスケート教室は、悪天候により中止された3回を除き、11回を数え、スポーツの振興にも貢献できたと考えています。

なお、町内小中学校において問題行動といえる大きなものは発生をしておりません。

3点目の新得町教育目標改定の骨子についてでございますが、先に教育行政執行方針で述べさせていただきましましたとおり、現行の教育目標は、平成元年3月に制定以来10

年を経過をしております。この間、少子高齢化、価値観の多様化、国際化、環境問題への対応など、急激な社会環境の変化に対応して各種教育改革が具体化、昨年4月には北海道の教育目標が改定されるなどの状況をかんがみ、本町での教育目標を近年の教育環境の変化に対応すべき改定するものでございます。

したがいまして、具体的な推進目標やその重点などについて検討いただくこととなりますが、これまでの目標を引き継ぎ、更に生涯学習の視点にたつて、学校はもとより家庭や地域を含めた社会全体の中で、次代の地域の産業や文化を担う人材を育成すること。また、時代を超えて変わらない豊かな人間性の育成、本町の歴史や文化・伝統などの継承、時代の新しい課題に柔軟に対応できる心豊かな人の育成を基本に、その具現化に向け諮問いたしたいと考えておるわけでございます。

最後になりましたけれども、倫理徳性の復活というようなことでありますが、金沢議員のご指摘のように、今日の教育の混乱は誤れる価値観とともに日本の万古不易の価値観を捨て去り、その子どもたちすなわち今社会のリーダーに受け継がれなかったことが、その原因であると申されましたが、しかし私は、今日の社会は複雑多岐にわたりいろいろな要因が絡み合っただけの結果であると考えております。

欧米諸国の先進国は、歴史的にキリスト教の宗教的伝統の中に社会規範が確立されていると言われていたにもかかわらず、学校の荒廃、青少年の犯罪は日本をはるかに超え、アメリカのハーバード大学のトーマス・ローレン教授は、逆に日本の教育制度に学ぶべきであると申されております。

したがいまして、ここで、子どもが考えなければならないことは、戦後、我が国が疲弊と混乱の中から、欧米諸国に追い付き追い越すべく努力をした結果、驚異的な経済成長を遂げ世界の中で大きな地位を占めるとともに所得の面でも世界のトップクラスに達し、今や国民一人ひとりが豊かさをおう歌するに至っております。

しかし、その一方ではさまざまな問題が生じてきております。過疎化の問題、都市化の進行の問題、企業中心の行動様式が社会に定着する中で地域社会の連帯感が稀薄となり、また、核家族化が進み、家族のありようも大きく変化してきた。経済成長を追い求めてきた結果、いつもなにかに追われて追い立てられているような余裕のない生活を送り、また、豊かさを実現したいといっても、物質的な豊かさが中心で、ありふれたものに囲まれながら、なにかしら満たされぬ思いが募る毎日を送っている。このような中で「ゆとり」や心の豊かさなど多様な価値や自己実現を求めるようになってきているのであります。

今日、子どもは、これまでの過去を振り返りながら、経済成長の過程で失ったものは何か、今後、我々がほんとうに求めているものは何であるかを考えてみなければならないでしょうか、更に、我が国の社会がさまざまな面で変化の激しさが加速していく中で、行先が不透明な時代と認識したうえで、教育の対応もしていかなければならないと考えております。

したがいまして、教育の三本柱である学校・家庭・社会の、それぞれの役割の中で、当然、理論・徳性のかん養のうえに、宗教の果たす役割はたいへんたいせつなことは、じゅうぶん認識しておりますが、しかし、戦後50有余年、日本の経済成長とともに失った人間として徳性「心」の面の復活は、多方面から模索をしていかなければならないと考えておるわけであります。

その意味で新しい学習指導要領は21世紀に向けての第3の大革命といわれ、ゆとり

と生きる力を全面に打ち出し、いろいろな子どもの体験学習を通し、不易の価値観徳性を身につけさそうとするものであります。

また、ご質問の昨年の定例第一回の質問にお答えしました、町内の宗教家の役割について、公民館などでの宗教の倫理観の講演の件でございますが、個々にお話し合いを持ちましたが、異口同音におっしゃることは公共の機関の場で、一宗一派を越えた宗教的なお話しをすることは無理とのことでございました。

宗教はあくまでも、神・仏といった絶対者に対して、相対である人間が対一のかかわりの中で、祈りを通して初めて意味をもつものであり、教養としての宗教を身に付けても、それはあくまでも学問であって宗教のかん養にはならない。宗教家は、それぞれ自分の立場をわきまえ、一宗一派の中でこれからも個人救済のため、活動に努力を惜しまないというお答えをいただいているのであります。以上であります。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。 11時20分までとさせていただきます。

（宣告 11時09分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時22分）

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） ただいま、私の4つのそれぞれのポイントについてこと細かにご説明いただいております。2、3の点について質問したいと思うんでございます。

実は、今度の新学習指導要領の改訂についてはいろいろな論議があるようでございましてね、要するにこれは、この中身を見ましても例えば国語・社会・理科・数学なんていうような非常に教科としては重要なと子どもは考える科目が、だいたい3割から4割ぐらい時数が減ると、このことについてですね、こう心配をする人もあるんですよ。これはこの筑波大学の中川八尋という先生なんでございますけれども、今までは確かにいろいろな意味で、日本の教育というものは優れてきたが、今回の改訂によって日本の子どもの学力というものが大幅に下がるだろうと。しかも、この教科の中では、例えば総合的学習だとか、本人のですね、本人の希望によって科目を選択できるというものが入っているはずなんです。そうするとですね、子どもも人間ですから楽な易しい教育授業にほとんど向くだろうと。

それで、やはりなんて言っても、日本が、特に明治以降特にそうなんですけれども、国内のいろいろな産業なり技術なり、そういうものを開発したり研究したりして、今日の日本にあるわけなんですけれども、やっぱりそういうものの基礎的な学力というものが、非常に重要だとおっしゃるんですよ。特に、最近の大学は理工系の関係のほうの進学の、非常に低いそうなんですよ。このままでいったらね、恐らく日本の教育レベルってというのは、いわゆる先進国から落ちるだろうと。そういうことをですね、それは筑波大学の先生が言っているわけです。

私もそうでないかなと思うんですが、時代の要請だからこういうふうにはゆとりあるうんぬんということになるんでしょうけれども、考えようによっては、それは日本人の教育のレベルを、水準を落とすと、先進国いわゆる先進国から脱落するであろうと、こう言うんですよ。それと、けっきょく、今言った少子化問題とね、そういうものと絡めて考えるとね、今後少なくとも100年以内には日本の国というものは、先進国から低開発国の水準に落ちるであろうと、その先生おっしゃって、それ本にも書いてますが、私もそういうようなこと考えるんでございますが、その辺についてはいったいどういう感覚なんでございましょうか、まずそれが1つ。

それからですね、最後の段階のこれは社会教育で関係してお聞きしたんでございますが、教育委員長さんはアメリカに比べるとという日本の教育のほうが、まだはるかに優れているというようなことおっしゃいましたし、それから戦後のいろいろな社会復興なり技術開発に日本の教育というものが貢献したんだということもおっしゃって、一面そういう面もありますけれども。

例えばですね、私はアメリカのいわゆるレベルが、いわゆる日本より決して高いと思ってないんですよ。例を申し上げますとね、大統領官邸ですね、大統領がああいうことをやってさ、それがしかも本になって、それを今、モニカ・ルインスキさんがヨーロッパへ行って、盛んにその本のPRをやっているとかさ。それからね、アメリカの裁判のこと私詳しくは分かりませんが、いわゆる司法取引ということによってね、金によってね、そんな罪とか犯罪をね、金の取引でそういうものをなくするだとかさ、そういうような国柄からいってねアメリカなんか決してね、いい国ではないと思っています。確かにいろいろな社会の犯罪を、民族的な交わりもありますけどね、それを例にとってね、日本の教育がアメリカよりもいいなんて、これは教育委員長の考え方は、それは正しくないと思っている。

それから今日ですね、いろいろなこういうすばらしい日本というものを築き上げた根底はなにかということ、やっぱり明治以降から終戦までの間というのは、もうちょっとこんなこと私、言うあれもないんですけども、例えばひとつの日本には宗教というものがなかったけれども、武士道というものがですね、徳川時代からずっと連綿として続いて、その余韻がね戦後もあったということだろうと思うんですよ。それが今絶たれてしまったんでないかと私は思うんですよ。

だからこれから、ほんとうの日本人としての優れたそういう特性というものがね、ほんとうにこれから養っていけるかどうかということになるとね、私は難しかりょうと思うんです。ですから、そういう面でもういっぺん古い時代のいいことも探る必要あるんでないかなと、さっき、ちょっと申し上げましたけれども。

それでねこれはたいへんいいことだなと私思いますのはね、これは3月の9日に道新に出ました、子どものしつけ方教えます。文部省でね。これは私ね、非常にいいことだと思っているんですよ。これ内容この中にちょっと書いてありますけれどもね。それで再質問で私、私の意見として申し上げるんでございますけれども、さっきの質問の中でも言いましたように我々、我々って我々年寄りではなくて、今の子どもたち、うちに孫おりますから、私ちょいちょいちょい聞くんですけどもね、ほんとうに物事のいいこと悪いこと、例えばね、うそ言っちはいけないんだよとかね、あるいは人だまかすことがいいことか悪いことかとかね、そういうほんとうの人間として生きる、なんて言うのかな規範とか、難しく言えば規範と言うか徳性っていうか、そういうものはね

自由に、子どもを自由にほかっておいて、放任主義の中ではね育たないんですよ。これはね、なんかに出てましたけれども、子どもを養う扶養するという感覚はね、これは人間独自ではなくて動物にもみんなあるわけ。これはね牛だって馬だって犬だってみんなね、子どもを養育する扶養するっていう感覚はね自然の中であるわけさ。ところが、それを養育したうえに、その子どもを人間的にどうなのか、あるいはまた、人間としての人格というかそういう面でね、育てるはぐくむというのは日本人間独自のものなのよこれは。

それはね、さっきもちょっと書いてあったようにね、榎枝委員長が言ったように、やっぱりこれはねなんでも今、平等主義だから、先生も子どももいっしょなんだという感覚なんだけれども、これはやっぱりねひとつの上下の関係あって当然だ、榎枝さんもそう言っているわけですよ、私もそうだと思うの。そうだとすればね、なんかそういうもの示してやらなかったら、それを今ね道徳の時間でございまして、私も孫に聞くんですよ、時間表見せれや、「昨日道徳だったな、なにやった」「うん」、「今日道徳の時間だけど、なにやった」って聞くんです。聞いてもね子ども答えられないんだ、何やったんだかさっぱり分からないんだ、それで「なんか、あるのかって」言ったら「なんにもないんだ」って言うしね、このごろは卒業式のなんかやっているとかって、そんなようなもんで、だから私はねひとつ提案なんですけれどもね、これはたいへん「子どものしつけ方を教えます」っていうのはね文部省がこういうこと出した、たいへんいいことだと思う。

私はね、今日傍聴のかたもいらっしゃるけれども、皆さんやっぱりね、教育の現状、いや、うちの町の教育がうんぬんではないんですよ、教育の全体として皆さんほんとうに心配なさっているだろうと思うの、いったいこれからどうなっていくんだろうと、どうしたらいいんだろうかとね。

それでね、私はうちの町として当然教育委員会ももちろんでございますし、宗教家のかたもそうでございますし、父兄のかたももちろんそうです、学校の先生がたもそうですけれども、そういう人たちをね、これは時間をかけていったい我々人間がどう生きることが正しいのか、どういう生き方をするのがいいのかっていうね、そういうひとつの徳目をね僕は作るべきでないかと思うのうちの町として、文部省なんて関係ないのうちの町としていったい子どもたちをどういうふう育てることがいいことなんだということね、僕は各界各層のかたとみんな集まって相談して、うちの新得町はうちの町の子どもたちには、例えばうそを言わん、あるいはまたおおかみ少年のような話もあるから、そういうふうな例も挙げたり、あるいはまた人物だってね、ナイチンゲールの話もあるだろうし松下幸之助の話もあるだろうし、そういうふうなことのね徳目を一つ一つ皆さんで相談して、100なら100もいいし、50なら50でもいいしね、そういうものをねみんなで相談して、よし、我が町の子どもたちにはひとつ子どもたちの人間性かん養のためにひとつ、この項目、この項目、この項目をひとつね、例えば小中学校で教えてみようではないかとか、道徳の時間のそれを副読本のようなかたちにしてね、そしてひとつやってみようではないかというようなね、僕はそういうものがうちの町で作り出すことができるのかなと思っているんですよ。

そしてなにもね文部省に頼ることはない、うちの町のね子どもたちを将来どこに出しても恥ずかしくない人間にするための、いろいろな徳目というものをみんな町民みんな協賛して相談して作って、それをね学校の道徳の時間に副読本にするとかさ、こう

いう具体的なものがあっていいんではないかと思えますけれども、それはいかがでございましょうか、いつも意見というか、質問というかそういうこととさせていただきますので。

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

教育委員長（高久教雄君） なかなか、含蓄のある再質問でありましたが、お答えになるのかどうか分かりませんが、お答えをしたいと思います。

私はさきほど、アメリカの教育というだけに限って言ったわけではありません。いろいろ本読みますと、例えばイギリスでは7割の先生がなんらかのかたちで、生徒から先生が殴られているという実態がございます。フランスあたりは、3割の生徒が学校が混乱をして登校拒否の、先生が登校拒否をしているというような実態がございます。これは先進国どこの国でもそういう現象が今起こっていると、ただ日本だけではございませんよということを申し上げたわけでございます。

それにはいろいろな時代の背景、あるいは生活が豊かになったというような原因もあるだろうと思えます。例えば貝原益軒先生は、三分の飢餓と寒さがなければ子どもはまともに育たないと、こういうこと言っておりますから、あんまり豊かになりすぎて子どもたちを甘やかす、いろいろなことですね、そういった事象というものも起こってきているのではないのでしょうか、もちろん核家族だとか、あるいは家庭そのものが今崩壊しておる現実があるわけですから、いろいろな方面からこれを検討していかなくてはならんという意味で申し上げたわけでございます。

それで1点目の、4教科がかなり時間数が削減をされまして、教育のレベルが下がってくるだろう。そういうことで将来日本の科学技術の発展には、いろいろな影響があるんじゃないかというご質問でございますけれども、新しい指導要領を読んでいますと、戦後の教育がなされてきたいろいろ反省のうえで、若干、教育知育偏向型だったな、そういう意味でもう少し、例えば小学生の子どもが3割、中学校になると5割、高校になると7割が落ちこぼれと、そういう現状を踏まえたときにもう少し時間をさいて削減をして、基礎基本的なものをしっかり勉強させて、ときには繰り返し繰り返し復習しながら、基本というもの、昔で言えば読み書きそろばん的なものをきちっと身につけていくことがまず大事なことである。

そのうえで立って、今度は新しく総合学科、総合学習の時間が設けられましたけれども、例えば環境問題だとか、自然体験だとかボランティア活動だとか、そういうものに直接体験をさせて。今までの教育はどちらかと申しますと先生が上から生徒にいろいろと指導をしていったけれども、そうでなくて生徒自身に課題を見つけさせて、そしてその課題を中心に生徒自らいろいろなものに取り組んでいって、社会の矛盾点だとか、あるいはいろいろな課題等発見しながら、そして子どもの感性を育てていく教育、それが総合学習の時間であるというようなことが言われておりますけれども、時数が削減された、数学が削減されたと。

しかし反面ですね、中高一貫教育だとか飛び級制度だとか、そういうものが取り入れられてきておるようでございますので、優秀な理科系の子どもを育てるという意味でもですね、そういった意味で逆に補っている面も私はあるんじゃないかというようなことが、思うわけでございます。

それから武士道的なものの復活と言われましたけれども、なかなかこういうことも大事なことだろうと思えますけれどもね、ただ時代が大きく変わってきておりますから、その復活するにしてもですね、方法論はかなり違うんでないかと思うんであります。

昔は剣道だったのが今はスケートだったりね、あるいはそういった意味でその教育の方法そのものですね、子どもを鍛えていくうえにおいても、いろいろなかたちを変えて私はそういうものの精神というものは、ある程度復活していくことができるんでないかなと、こんなふうに考えたりもするわけでありませう。

それからどう生きたらいいかといういろいろなことをですね、各階層の人を集めて論議をして、そういうものをいろいろなかたちで学校の現場に生かしたらどうかというのでございますけれども、教育委員会の中にもいろいろな制度がございまして、例えば青少年連絡協議会などでもですね、各警察署長さんだとか、学校の先生だとか、保健所の所長さんだとか、あるいはPTA会の代表のかただとかいろいろな各層のかたが集まって、今年2回いろいろなかたちで論議してですね、そういうことの反省のうえに立って現場にそういうもの生かすような会議は持っておりますけれども、更に金沢議員のおっしゃるような事柄についてもですね、より、提議に下げるようにですね、いろいろな組織というものを作っていかなければならないのかなと思ったりもしますけれども、今後の課題としてですね、教育委員会としても前向きに考えてみたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

答弁に金沢さんなかなかレベルの高い人ですから、レベルの低い人間が高い人間にお答えするということは、小学生が大学生に答えるようなものでなかなか難しいと思えますけれども、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 私なにもそんなレベルが高いとかうんぬんではなくて、これは年の功だと思っています。それだけ、なんといふかな今のことも私、古きよき時代のことね、ある程度は体験してきていますから、うちに孫もおるものですから、しょっちゅうそういうことも聞くんですけれどもね、やっぱりなんか今の時代というのは、なんでもそれぞれ自主的にね問題を自分で解明して行って、それはほんとうは一番力のつくことなんだけれども、一般的にはやはり、こういうときはこうなんだよとか、こういうものはこうなんだよとかってね、これしつけのあれになってくるんだろうと思うんですけれどもね、本来的にはやっぱり今の学校の先生がたに、そういうことをお願いしたりなんかするっていうのはね酷な話なんで、ほんとうはそういうことは親御さん自身がね、やっていかなければならんことなんだけれども、その親御さん、親御さんて私どもの子どもの代というのはね、そういうことのしつけというのは全くないわけですから、だからほんとうの極端なこと言ったら今の時代というのは本能主義なのでね、眠たかったら寝る、遊びたければ遊ぶ、食べたければ食べるというようなものでね、そこにひとつの人間としての価値観を高めるといふようなものが、現実には私はないような気がする。

だから親御さんもみんな心配はして、どうしたらいいかって苦労はなさっているはずなんでね、そういう中で理解しやすいということになると、ある種の難しく言えば徳目とか規範なんとかって言うことになるけども、そういうものをやっぱりね、ほんとうにお父さんお母さんのレベルで考えて、そして子どもにはこういうことを、例えばうそ言ったらだめだよというようなことをね、うそ言ったらだめだよということの反面には、また、うそ言ったらこういうことだったよか、うそ言ったらあだだよとか、いろいろな事実もあるだろうと思うから、そういうことも全部かき集めて行ってね、ほんとうに軽易な日常の暮らしの中で、守るべき守らなくてはならぬしつけのね、そういうものを

うちの町としてなんかみんなでひとつ相談して、そういうレベルのものが学校の子ども
の現場にね、提供されるっていうようなことは、うちの町にとっても国や文部省を当て
にしてないで、うちの町がこういう、今、道徳の時間ってあるわけですから、道徳の副
読本としてはうちの町長がこういうもの作ったよと。そういうようなものが、僕はあつ
たらいいんじゃないかと思うものですから申し上げたわけですから、あえてこれには答
弁いきりません。以上で終わります。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2 意見案第4号 地方分権の実現に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第2、意見案第4号、地方分権の実現に関する意見書につ
いてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ご
ざいませぬか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第4号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定
例会の会期中に審査を願ひます。

休会の議決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、3月13日から3月18日までの6日間、休会することにいたした
いと思ひます。

これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、3月13日から3月18日までの6日間を休会することに決しました。

散会の宣告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって本日の日程は終了いたします。本日はこれをもつ
て散会いたします。

（宣告 11時45分）

第 3 日

平成11年第1回
新得町議会定例会（第3号）
平成11年3月19日（金曜日）午後2時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第11号から 議案第32号まで	予算特別委員会の審査結果報告書
2	議案第33号	平成10年度新得町一般会計補正予算
3	議案第34号	平成10年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算
4	議案第35号	所管事務等の調査について
5	意見案第1号	審査結果について
6	意見案第2号	審査結果について
7	意見案第3号	審査結果について
8	意見案第4号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

議案第11号から
議案第32号まで 予算特別委員会の審査結果報告書
議案第33号 平成10年度新得町一般会計補正予算
議案第34号 平成10年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算
議案第35号 所管事務等の調査について
意見案第1号 審査結果について
意見案第2号 審査結果について
意見案第3号 審査結果について
意見案第4号 審査結果について

○出席議員（18人）

1番 吉川 幸一 君

2番 菊地 康雄 君

3番	松尾	為男	君	4番	小川	弘志	君
5番	武田	武孝	君	6番	小広	山麗	君
7番	石本	洋	君	8番	能登	裕	君
9番	川見	久雄	君	10番	福原	信博	君
11番	渡邊	雅文	君	12番	藤井	友幸	君
13番	千葉	正博	君	14番	宗像	一	君
15番	竹浦	隆	君	18番	金沢	静	君
19番	黒沢	誠	君	20番	湯浅	亮	君

○欠席議員（1人）

17番 森 清 君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤	敏雄	君
教育委員会委員	長	高久	教雄	君
監査委員		吉岡	正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助役	鈴木	政輝	君
収入役	清水	輝男	君
総務課長	畑中	栄和	君
企画調整課長	長尾	正	君
税務課長	秋山	秀敏	君
住民生活課長	西浦	茂	君
保健福祉課長	佐々木	裕二	君
建設課長	村中	隆雄	君
農林課長	齊藤	正明	君
水道課長	常松	敏昭	君
商工観光課長	貴戸	延之	君
児童保育課長	富田	秋彦	君
老人ホーム所長	長尾	直昭	君
屈足支所長	高橋	昭吾	君
庶務係長	武田	芳秋	君
財政係長	佐藤	博行	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長 阿 部 靖 博 君

学 校 教 育 課 長 加 藤 健 治 君
社 会 教 育 課 長 赤 木 英 俊 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 小 森 俊 雄 君

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 佐 藤 隆 明 君
書 記 桑 野 恒 雄 君

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、17番、森 清君、1人であります。ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 14時01分）

諸般の報告（第3号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第11号から議案第32号まで 予算特別委員会の審査結果報告書

議長（湯浅 亮君） 日程第1、議案第11号から議案第32号までを議題といたします。

本件について、別紙、予算特別委員長の審査結果報告は原案可決であります。

本件について質疑、討論を省略し直ちに採決いたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

本件については、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件については委員長の報告どおりと決しました。

日程第2 議案第33号 平成10年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第2、議案第33号、平成10年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第33号、平成10年度新得町一般会計補正予算、第8号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万4千円を追加し、予算の総額を89億3,705万5千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

今回の補正は、営農用水水道管の漏水事故に伴う補正でございます。

6款、農林水産業費では、漏水事故に係る経費の財源として営農用水道事業特別会計

に繰出金を増額補正しております。

4 ページ歳入では、16 款、繰入金で今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額補正をしております。

なお、財政調整基金の年度末現在高は、5 億 6,000 万円程度の見込みであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 33 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 34 号 平成 10 年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 3、議案第 34 号、平成 10 年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第 34 号、平成 10 年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算、第 2 号についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万 4 千円を追加し、予算の総額を 1,906 万 9 千円とするものであります。

5 ページ歳出をお開き願います。

1 款、事業費では、営農用水水道管の漏水事故に係る調査補修経費を各節で増額補正をしております。

4 ページ歳入では、3 款、繰入金で今回の補正の財源調整のため一般会計繰入金を増額しております。

以上でご説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8 番、能登 裕君。

8 番（能登 裕君） 漏水事故ということなんですが、漏水の原因というのか、例えば継ぎ手のところ、少し、この金を見ると工事の材料全然買ったとかそういうところ見受けられないんだけど、単にボルトがゆるむとか、それとも腐食だったらまた起こる可能性があるのか、その漏水の原因というのが分かっていたら教えていただきたいん

ですけれども。

議長（湯浅 亮君） 水道課長、常松敏昭君。

水道課長（常松敏昭君） お答えいたします。

漏水の事故につきましては配水管から分岐してます分水線というのがございます。管にバンドを巻いて、それから水を出す部分があるんですけれども、その部分の砲金製の部分が腐食して折れたということで、そこから吹き出しが2か所あったということでございます。それで同時に重なったということで、こういう調査が必要になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 所管事務等の調査について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第35号、所管事務等の調査についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案については、別にご発言もなければ、これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 意見案第1号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、意見案第1号、新たな酪農・畜産基本政策などに関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第6 意見案第2号 審査結果について

議長(湯浅 亮君) 日程第6、意見案第2号、農政改革に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第7 意見案第3号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、意見案第3号、畑作政策に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第8 意見案第4号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、意見案第4号、地方分権の実現に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長報告は原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。
よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程の追加について

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを、この際、日程に追加し議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、この際、町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 町の懸案事項促進要望のための議員派遣について

議長(湯浅 亮君) 町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

町の懸案事項促進要望のため、本年4月1日から明年3月31日までの間、国内外の関係方面に本議会は議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

町の懸案事項促進要望のため、本年4月1日から明年3月31日までの間、国内外の関係方面に本議会は議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

派遣議員については、要望案件等を勘案して、そのつど、議長において指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

派遣議員については、要望案件等を勘案して、そのつど、議長において指名することに決しました。

閉会の宣告

議長(湯浅 亮君) これにて、本議会の付託された案件の審議はすべて終了いたし

ました。

よって、平成11年定例第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 14時14分)

